

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月16日
【発行者名】	三井住友D Sアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 猿田 隆
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目17番1号
【事務連絡者氏名】	植松 克彦
【電話番号】	03-6205-1649
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	日興FWS・日本株クオリティ 日興FWS・日本株市場型アクティブ 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり） 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし） 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり） 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし） 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり） 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし） 日興FWS・日本債アクティブ 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり） 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし） 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり） 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし） 日興FWS・Jリートアクティブ 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり） 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし） 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定額 各ファンド100万円を上限とします。  (2)継続申込額 各ファンド2兆5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

日興FWS・日本株クオリティ  
 日興FWS・日本株市場型アクティブ  
 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）  
 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）  
 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）  
 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）  
 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）  
 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）  
 日興FWS・日本債アクティブ  
 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）  
 日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）  
 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）  
 日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）  
 日興FWS・Jリートアクティブ  
 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）  
 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）  
 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略  
 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

以下、上記ファンドを総称して、「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」または「当ファンド」ということがあり、それぞれを「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドを以下の略称でいうことがあります。

日興FWS・日本株クオリティ	:	日本株クオリティ
日興FWS・日本株市場型アクティブ	:	日本株市場型アクティブ
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）	:	先進国株クオリティヘッジ有
日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）	:	先進国株クオリティヘッジ無
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）	:	先進国株市場型アクティブヘッジ有
日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）	:	先進国株市場型アクティブヘッジ無
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）	:	新興国株アクティブヘッジ有
日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）	:	新興国株アクティブヘッジ無
日興FWS・日本債アクティブ	:	日本債アクティブ
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジあり）	:	先進国債アクティブヘッジ有
日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）	:	先進国債アクティブヘッジ無
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）	:	新興国債アクティブヘッジ有
日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）	:	新興国債アクティブヘッジ無
日興FWS・Jリートアクティブ	:	Jリートアクティブ
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）	:	Gリートアクティブヘッジ有
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）	:	Gリートアクティブヘッジ無
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略	:	ヘッジファンドマルチ戦略
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略	:	ヘッジファンドアクティブ戦略

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

\* ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当

該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である三井住友D Sアセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

当初元本は1口当たり1円です。委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

当初自己設定：各ファンド100万円を上限とします。

継続申込期間：各ファンド2兆5,000億円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

当初自己設定：1口当たり1円です。

継続申込期間：各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	発行（売出）価格
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。

「基準価額」とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名
日本株クオリティ	NS日株ク
日本株市場型アクティブ	NS日株市
先進国株クオリティヘッジ有	NS先株ク有
先進国株クオリティヘッジ無	NS先株ク無
先進国株市場型アクティブヘッジ有	NS先株市有
先進国株市場型アクティブヘッジ無	NS先株市無
新興国株アクティブヘッジ有	NS興株ア有

新興国株アクティブヘッジ無	N S 興株ア無
日本債アクティブ	N S 日債ア
先進国債アクティブヘッジ有	N S 先債ア有
先進国債アクティブヘッジ無	N S 先債ア無
新興国債アクティブヘッジ有	N S 興債ア有
新興国債アクティブヘッジ無	N S 興債ア無
Jリートアクティブ	N S Jリア
Gリートアクティブヘッジ有	N S Gリア有
Gリートアクティブヘッジ無	N S Gリア無
ヘッジファンドマルチ戦略	N S H F マル
ヘッジファンドアクティブ戦略	N S H F アク

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

当初自己設定：2021年8月3日

継続申込期間：2021年8月3日から2022年10月27日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社において申込みを取り扱います。

販売会社の詳細につきましては、前記「(4) 発行(売出)価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

イ 当初自己設定

委託会社は、設定日(2021年8月3日)に、当初自己設定にかかる発行価額の総額を委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

ロ 継続申込期間

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払ください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を經由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数

先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額 × 申込口数
--	---------------------------

## (10) 【払込取扱場所】

販売会社において払込みを取り扱います。（販売会社は前記「（４）発行（売出）価格」に記載の委託会社にお問い合わせください。）

## (11) 【振替機関に関する事項】

当ファンドの振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

## (12) 【その他】

イ 申込証拠金

ありません。

ロ 日本以外の地域における募集

ありません。

ハ お申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下のお申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ファンド名	お申込不可日
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・ ロンドンの取引所の休業日</li> <li>・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・ 翌営業日がロンドンの取引所の休業日</li> </ul>
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・ 香港の取引所の休業日</li> <li>・ ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ 翌営業日がニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・ 翌営業日が香港の取引所の休業日</li> <li>・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> </ul>
先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・ 翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ 翌営業日がロンドンの銀行の休業日</li> </ul>

新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ダブリンの銀行の休業日</li> <li>・トロントの銀行の休業日</li> <li>・ニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・12月24日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がダブリンの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がトロントの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・翌営業日が12月24日</li> </ul>
Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日</li> </ul>
ヘッジファンドマルチ戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・ユーレックスの休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がロンドンの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がユーレックスの休業日</li> <li>・申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日目までの間にロンドンの銀行の休業日(土日を除く)を2日連続で含むこととなる日</li> </ul>
ヘッジファンドアクティブ戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がロンドンの銀行の休業日</li> </ul>

日本株クオリティ、日本株市場型アクティブ、日本債アクティブ、Jリートアクティブは、お申込不可日はありません。

お申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。また、お申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp>)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

ニ クーリング・オフ制度(金融商品取引法第37条の6)の適用  
ありません。

ホ 取得申込みについて

当ファンドは日興ファンドラップ専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

ヘ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとし、ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および当該振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

(参考：投資信託振替制度)

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するもので、ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。
- ・受益証券は発行されませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます(原則として受益証券を保有することはできません。)
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。



## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

イ 各ファンドは、投資対象とする各投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産へ投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

各投資信託証券については後述の「2 投資方針」をご参照ください。

ロ 委託会社は、受託会社と合意の上、各ファンド金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。この限度額は、委託会社、受託会社の合意により変更できます。

ハ 当ファンドが該当する商品分類、属性区分は次の通りです。

##### (イ) 当ファンドが該当する商品分類

日興FWS・日本株クオリティ

日興FWS・日本株市場型アクティブ

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジあり）

日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・日本債アクティブ

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。



投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・Jリートアクティブ

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	不動産投信	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)

日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)

項目	該当する商品分類	内容
単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	不動産投信	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

項目	該当する商品分類	内容
----	----------	----

単位型・追加型	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	内外	目論見書または信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産 (収益の源泉)	資産複合	目論見書または信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
補足分類	特殊型(絶対収益追求型)	目論見書または信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。絶対収益追求型とは、目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

## (ロ) 当ファンドが該当する属性区分

日興FWS・日本株クオリティ

日興FWS・日本株市場型アクティブ

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式一般))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)

日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式一般))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「株式」となります。

決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル(日本を除く)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり( )	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジ又は一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

( ) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)

日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式一般))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル(日本を除く)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式一般))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

投資対象地域	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり( )	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジ又は一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

( ) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

#### 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(株式一般))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は株式であり、ファンドの収益は株式市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「株式」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

#### 日興FWS・日本債アクティブ

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券一般))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
------	--------------	--

## 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券一般))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル(日本を除く)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり( )	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジ又は一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

( ) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

## 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券一般))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル(日本を除く)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

## 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券一般))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり( )	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジ又は一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

( ) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

#### 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(債券一般))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載しています。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は債券であり、ファンドの収益は債券市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「債券」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

#### 日興FWS・Jリートアクティブ

項目	該当する属性区分	内容
----	----------	----

投資対象資産	その他資産(投資信託証券(不動産投信))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載していません。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は不動産投信であり、ファンドの収益は不動産投信市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「不動産投信」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	日本	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

## 日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産(投資信託証券(不動産投信))	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載していません。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は不動産投信であり、ファンドの収益は不動産投信市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産(収益の源泉)は「不動産投信」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル(日本を除く)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジあり( )	目論見書または信託約款において、対円での為替のフルヘッジ又は一部の資産に対円での為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

( ) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

## 日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)

項目	該当する属性区分	内容
----	----------	----

投資対象資産	その他資産（投資信託証券（不動産投信））	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。「投資信託証券」以下のカッコ内は投資信託証券の先の実質投資対象について記載していません。なお、組み入れる資産そのものは投資信託証券ですが、投資信託証券の先の実質投資対象は不動産投信であり、ファンドの収益は不動産投信市場の動向に左右されるものであるため、商品分類上の投資対象資産（収益の源泉）は「不動産投信」となります。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を除く）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

## 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

## 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

項目	該当する属性区分	内容
投資対象資産	その他資産（投資信託証券）	目論見書または信託約款において、主として投資信託証券に投資する旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
投資対象地域	グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
特殊型	絶対収益追求型	目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。

## 商品分類表

## 日興FWS・日本株クオリティ

## 日興FWS・日本株市場型アクティブ

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)



単位型  追加型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

- 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型  追加型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 日興FWS・日本債アクティブ

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型  追加型	国内	株式
	海外	債券 不動産投信
	内外	その他資産 ( ) 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)  
 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)  
 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)  
 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
追加型	海外	不動産投信
		その他資産 ( )
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興FWS・Jリートアクティブ

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
追加型	海外	不動産投信
		その他資産 ( )
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)  
 日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)

単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型		その他資産 ( )
	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

#### 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型	国内	株式	インデックス 型
	海外	債券	
追加型		不動産投信	特殊型 (絶対収益 追求型)
		その他資産 ( )	
	内外	資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 属性区分表

#### 日興FWS・日本株クオリティ

#### 日興FWS・日本株市場型アクティブ

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般			
大型株	年2回	日本	
中小型株			
債券	年4回	北米	
一般	年6回(隔月)	欧州	

公債	年12回(毎月)	アジア	ファンド・オブ・ファンズ
社債			
その他債券	日々	オセアニア	
クレジット属性 ( )			
不動産投信	その他 ( )	中南米	
その他資産		アフリカ	
(投資信託証券		中近東(中東)	
(株式 一般))		エマージング	
資産複合 ( )			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)

日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファン ド	あり( )
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
		アフリカ		

<b>その他資産</b> <b>(投資信託証券</b> <b>(株式 一般))</b>  資産複合 ( ) 資産配分固定 型 資産配分変更 型		中近東(中 東)  エマージング		
--	--	---------------------------	--	--

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

( ) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	<b>グローバル</b> <b>(日本を除く)</b>		
一般		日本		
大型株	年2回			
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファン ド	あり
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
	その他	中南米		
不動産投信 ( )	( )	アフリカ	<b>ファンド・オブ・ファンズ</b>	<b>なし</b>
<b>その他資産</b> <b>(投資信託証券</b> <b>(株式 一般))</b>		中近東(中 東)		
資産複合		エマージング		

( ) 資産配分固定 型 資産配分変更 型				
-----------------------------------	--	--	--	--

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
債券	年4回	北米	ファミリーファン ド	あり( )
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
	その他	中南米		
不動産投信 ( )	( )	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中 東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定 型				
資産配分変更 型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

( ) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

## 日興FWS・新興国株アクティブ（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファン ド	あり
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))		中近東(中 東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定 型				
資産配分変更 型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## 日興FWS・日本債アクティブ

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	
一般			

大型株	年2回	日本	ファミリーファンド
中小型株	年4回	北米	
債券	年6回(隔月)	欧州	
一般	年12回(毎月)	アジア	
公債	日々	オセアニア	
社債	その他	中南米	
その他債券	( )	アフリカ	
クレジット属性		中近東(中東)	
( )		エマージング	
不動産投信	( )		
その他資産			
(投資信託証券			
(債券 一般))			
資産複合			
( )			
資産配分固定型			
資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファン ド	あり( )
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債	年12回(毎月)	アジア		
社債				
その他債券				



クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
資産複合 ( )		中近東(中 東)		
資産配分固定 型		エマージング		
資産配分変更 型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

( ) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

日興FWS・先進国債アクティブ（為替ヘッジなし）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファン ド	あり
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産		アフリカ		

(投資信託証券 (債券 一般))		中近東(中 東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定 型 資産配分変更 型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジあり）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファン ド	あり( )
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
	その他	中南米		
不動産投信	( )		ファンド・オブ・ファンズ	なし
		アフリカ		
その他資産				
(投資信託証券 (債券 一般))		中近東(中 東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定 型		エマージング		

資産配分変更 型				
-------------	--	--	--	--

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

( ) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル		
一般				
大型株	年2回	日本		
中小型株				
債券	年4回	北米	ファミリーファン ド	あり
一般	年6回(隔月)	欧州		
公債				
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券				
クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))		アフリカ		
資産複合 ( )		中近東(中 東)		
資産配分固定 型		エマージング		
資産配分変更 型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・Jリートアクティブ

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド
一般	年2回	日本	
大型株		北米	
中小型株		欧州	
債券	年4回	アジア	
一般	年6回(隔月)	オセアニア	
公債		中南米	
社債	年12回(毎月)	アフリカ	
その他債券		中近東(中東)	
クレジット属性 ( )	日々	エマージング	
不動産投信 ( )	その他 ( )		ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))			
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般	年2回	日本		
大型株		北米		
中小型株	年4回			

債券			ファミリーファン ド	あり( )
一般 公債	年6回(隔月)	欧州		
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券 クレジット属性 ( )	日々	オセアニア		
	その他 ( )	中南米		
不動産投信		アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		中近東(中 東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定 型				
資産配分変更 型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

( ) 後述の「2 投資方針」をご参照ください。

日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を除く)		
一般 大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券			ファミリーファン ド	あり
一般 公債	年6回(隔月)	欧州		
社債	年12回(毎月)	アジア		
その他債券 クレジット属性	日々	オセアニア		

( )	その他 ( )	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信		アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		中近東(中 東)		
資産複合 ( )		エマージング		
資産配分固定 型				
資産配分変更 型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)			ブル・ベア型
一般		日本			
大型株	年2回				
中小型 株	年4回	北米			条件付運用型
債券			ファミリー ファンド	あり	
一般	年6回 (隔月)	欧州			ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
公債					
社債	年12回(毎月)	アジア			
その他 債券					
クレジット 属性 ( )	日々	オセアニア			
	その他	中南米			

不動産投 信	( )		ファンド・オブ・ファ ンズ	なし	その他 ( )
その他資産 (投資信託証券)		アフリカ			
		中近東 (中東)			
資産複合 ( )		エマージ ング			
資産配分 固定型					
資産配分 変更型					

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分の「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しています。商品分類、属性区分は、一般社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載していません。商品分類、属性区分の全体的な定義等は一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご覧ください。

## (2) 【ファンドの沿革】

2021年8月3日 信託契約締結、設定、運用開始。(予定)

## (3) 【ファンドの仕組み】

イ 当ファンドの関係法人とその役割

(イ) 委託会社 「三井住友D Sアセットマネジメント株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。

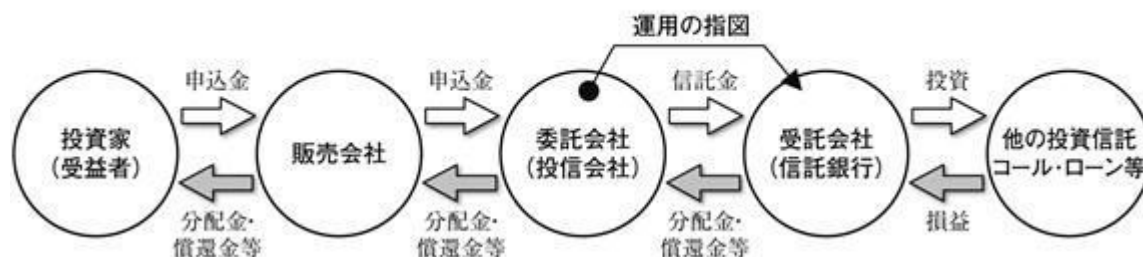
(ロ) 受託会社 「三井住友信託銀行株式会社」

証券投資信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算等を行います。なお、信託事務の一部につき、株式会社日本カストディ銀行に委託することがあります。また、外国における資産の保管は、その業務を行うに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行う場合があります。

(ハ) 販売会社

委託会社との間で締結される販売契約（名称の如何を問いません。）に基づき、当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を行います。

### 運営の仕組み



#### 〔参考情報：投資顧問会社〕

以下の法人は当ファンドの関係法人には該当しませんが、当ファンドの運用に関し助言等を行う投資顧問会社であり、間接的に当ファンドの運用に関与します。

S M B C 日興証券株式会社

当ファンドの投資顧問会社として、委託会社に対して投資助言を行います。

#### □ 委託会社の概況

##### (イ) 資本金の額

20億円（2021年4月30日現在）

##### (ロ) 会社の沿革

- 1985年7月15日 三生投資顧問株式会社設立
- 1987年2月20日 証券投資顧問業の登録
- 1987年6月10日 投資一任契約にかかる業務の認可
- 1999年1月1日 三井生命保険相互会社の特別勘定運用部門と統合
- 1999年2月5日 三生投資顧問株式会社から三井生命グローバルアセットマネジメント株式会社へ商号変更
- 2000年1月27日 証券投資信託委託業の認可取得
- 2002年12月1日 住友ライフ・インベストメント株式会社、スミセイ グローバル投信株式会社、三井住友海上アセットマネジメント株式会社およびさくら投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友アセットマネジメント株式会社に商号変更
- 2013年4月1日 トヨタアセットマネジメント株式会社と合併
- 2019年4月1日 大和住銀投信投資顧問株式会社と合併し、三井住友D Sアセットマネジメント株式会社に商号変更

##### (ハ) 大株主の状況

（2021年4月30日現在）

名称	住所	所有 株式数 (株)	比率 (%)
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	16,977,897	50.1
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	7,946,406	23.5
三井住友海上火災保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	5,080,509	15.0
住友生命保険相互会社	大阪府大阪府中央区城見一丁目4番35号	3,528,000	10.4

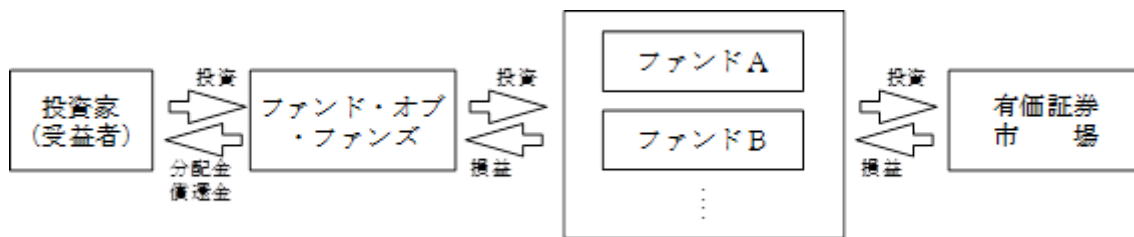


三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	337,248	1.0
--------------	-------------------	---------	-----

## ハ ファンドの運用形態（ファンド・オブ・ファンズによる運用）

一般に、「ファンド・オブ・ファンズ」においては、株式や債券などの有価証券に直接投資するのではなく、複数の他の投資信託（ファンド）を組み入れることにより運用を行います（投資信託に投資する投資信託）。また、種々の特長を持った投資信託を購入することにより、効率的に資産配分を行います。

### 〔ファンド・オブ・ファンズによる運用〕



## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

#### イ 基本方針

各ファンドは、投資対象とする投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産へ投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

#### ロ 投資態度

各ファンドの指定投資信託証券については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。また、指定投資信託証券の詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

#### 日興FWS・日本株クオリティ

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本の株式を主要投資対象とし、クオリティを重視したアクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・日本株市場型アクティブ

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本の株式を主要投資対象とし、市場環境に応じたアクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けます。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジあり）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、クオリティを重視したアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 日興FWS・先進国株クオリティ（為替ヘッジなし）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、クオリティを重視したアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジあり）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、市場環境に応じたアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 日興FWS・先進国株市場型アクティブ（為替ヘッジなし）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の株式を主要投資対象とし、市場環境に応じたアクティブ運用を行うものとします。ただし、日本や新興国の株式に投資する場合があります。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として米ドル売り円買いの為替取引を活用し、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、新興国の株式を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・日本債アクティブ

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。また、為替運用を行う場合があります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本を除く先進国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。なお、指定投資信託証券において、為替運用を行う場合があります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 日興FWS・Jリートアクティブ

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、日本の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。  
日本の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、世界の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。  
世界各国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、世界の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。  
世界各国の取引所に上場（これに準じるものを含みます。）している不動産投資信託証券（一般社団法人投資信託協会規則に定める不動産投資信託証券をいいます。）とします。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、絶対収益の獲得を目指して複数の戦略を組み合わせた運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

- (イ) 主として指定投資信託証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- (ロ) 指定投資信託証券は、絶対収益の獲得を目指してアクティブ運用を行うものとします。なお、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。
- (ハ) 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの投資助言を受けません。
- (ニ) 「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を通じて、主として円貨建公社債および短期金融商品等に投資します。
- (ホ) 投資信託証券への投資比率は原則として高位を保ちます。
- (ヘ) 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- (ト) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの特色

1

「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」は、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産管理を行う口座の資金を運用するための専用ファンドです。

※「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」のご購入のお申込みには、販売会社のラップ口座の開設が必要です。

2

「日興ファンドラップ セレクト アクティブ・シリーズ」は、複数ファンドで構成されており、各ファンドは投資対象とする各投資信託証券(以下「指定投資信託証券」ということがあります。)への投資を通じて、実質的に投資対象とする資産に投資します。

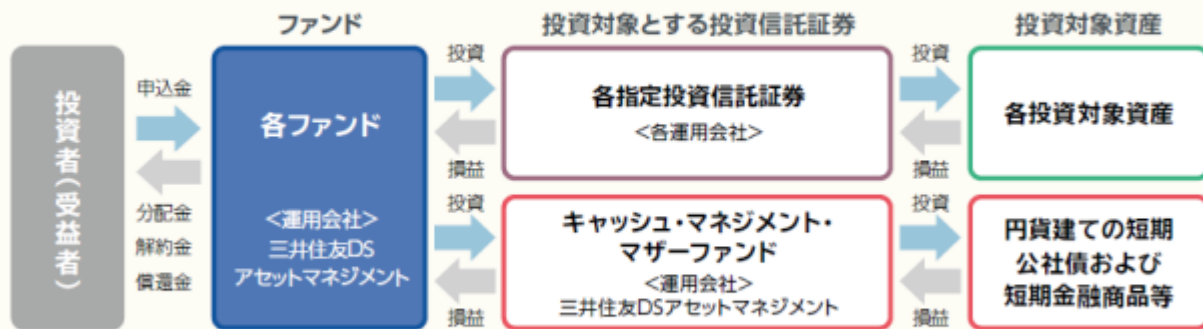
■ 指定投資信託証券の選定については、S M B C日興証券株式会社からの助言を受けます。なお、指定投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

※指定投資信託証券および投資対象とする資産については後掲の「ファンドのしくみ」をご参照ください。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドのしくみ

■ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※各指定投資信託証券の組入比率を原則として高位に保ちます。

※上記における各ファンド、各指定投資信託証券、各運用会社および各投資対象資産等は次ページのとおりになります。

ファンド	指定投資信託証券	運用会社	投資対象資産
日本株クオリティ	コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社	日本の株式等
日本株市場型アクティブ	ノムラFOFs用・日本株アクティブコア(High α Type)(適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	
先進国株クオリティヘッジ有	MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	MFSインベストメント・マネジメント株式会社	日本を除く世界各国・地域の株式等
先進国株クオリティヘッジ無	MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)		
先進国株市場型アクティブヘッジ有	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	野村アセットマネジメント株式会社	
先進国株市場型アクティブヘッジ無	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)		
新興国株アクティブヘッジ有	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(限定為替ヘッジ)(FOFs用)(適格機関投資家限定)	アセットマネジメントOne株式会社	新興国の株式等
新興国株アクティブヘッジ無	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(為替ヘッジなし)(FOFs用)(適格機関投資家限定)		
日本債アクティブ	明治安田日本債券アクティブ・オープン(FOFs用)(適格機関投資家専用)	明治安田アセットマネジメント株式会社	日本の公社債等
先進国債アクティブヘッジ有	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	日本を除く世界各国・地域の公社債等
先進国債アクティブヘッジ無	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)		
新興国債アクティブヘッジ有	ソフォス ケイマントラストⅡ - マラソン新興国債券ファンド(為替ヘッジ・クラス)	マラソン・アセット・マネジメント・エルピー	新興国の公社債等
新興国債アクティブヘッジ無	ソフォス ケイマントラストⅡ - マラソン新興国債券ファンド(為替オープン・クラス)		
Jリートアクティブ	SMTAM・FOFs用J-REIT・リサーチ・オープン(適格機関投資家専用)	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	日本のリート等
Gリートアクティブヘッジ有	SMDAM/プリンシパルFOFs用外国リートF・為替ヘッジあり(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	世界各国・地域のリート等
Gリートアクティブヘッジ無	大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)		
ヘッジファンドマルチ戦略	SMDAM/FOFs用マルチ戦略ファンド(適格機関投資家限定)	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	仕組み債(派生商品等)
ヘッジファンドアクティブ戦略	カレンシー・アルファ・エンハンスト・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)	フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社	為替予約取引等

※各指定投資信託証券によっては、各投資対象資産への投資はマザーファンドを通じて行う場合があります。また、各指定投資信託証券、マザーファンドの運用を再委託している場合があります。

## 各ファンドの運用の基本方針等

- 指定投資信託証券の選定については、SMBC日興証券株式会社からの助言を受けます。なお、指定投資信託証券は、継続的にモニタリングを行い必要な場合は入替えも行います。

### ▶ 国内株式

#### 日本株クオリティ

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の株式に投資し、クオリティを重視したアクティブ運用を行います。

#### 日本株市場型アクティブ

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の株式に投資し、市場環境に応じたアクティブ運用を行います。

### ▶ 先進国株式

#### 先進国株クオリティヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、クオリティを重視したアクティブ運用を行います。  
※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。  
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

#### 先進国株クオリティヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、クオリティを重視したアクティブ運用を行います。  
※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。  
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

#### 先進国株市場型アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、市場環境に応じたアクティブ運用を行います。  
※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。  
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

#### 先進国株市場型アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資し、市場環境に応じたアクティブ運用を行います。  
※日本および新興国の株式に投資する場合があります。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。  
※基準価額は為替変動の影響を受けます。



## ▶ 新興国株式

### 新興国株アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として米ドル売り円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの低減を図ります。そのため、米ドル建て以外の通貨建資産については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

### 新興国株アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の株式に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。  
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

## ▶ 国内債券

### 日本債アクティブ

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。

## ▶ 先進国債券

### 先進国債アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。  
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。また、為替運用を行う場合があります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

### 先進国債アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。  
※指定投資信託証券において、為替運用を行う場合があります。  
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

## ▶ 新興国債券

### 新興国債アクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。  
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

### 新興国債アクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。  
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

## ▶ 国内リート

### Jリートアクティブ

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として日本の取引所に上場している不動産投資信託証券(リート)に投資し、アクティブ運用を行います。

当ファンドは特化型運用を行います。

当ファンドの実質的な主要投資対象である日本の取引所に上場している不動産投資信託(リート)には、一般社団法人投資信託協会規則に定めるファンドの純資産総額に対する比率(10%)を超える支配的な銘柄が存在することとなる可能性があります。当該支配的な銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生し、ファンドの基準価額が下落することがあります。

## ▶ 外国リート

### Gリートアクティブヘッジ有・・・為替ヘッジあり

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券(リート)に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、指定投資信託証券において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。  
※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、当ファンドにおいて直接対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

### Gリートアクティブヘッジ無・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、主として世界各国の取引所に上場している不動産投資信託証券(リート)に投資し、アクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。  
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

## ▶ その他資産

### ヘッジファンドマルチ戦略・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、絶対収益\*の獲得を目指して複数の戦略を組み合わせた運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。  
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

### ヘッジファンドアクティブ戦略・・・為替ヘッジなし

- 指定投資信託証券への投資を通じて、絶対収益\*の獲得を目指してアクティブ運用を行います。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。  
※基準価額は為替変動の影響を受けます。

\*「絶対収益」とは、特定の市場等の変動に左右されない投資元本に対する収益のことをいいます。また、「絶対に収益を得られる」ということではありません。

## 為替の影響について

### ▶ 為替ヘッジあり

為替ヘッジあり\*

為替変動の影響は限定的

\*為替ヘッジコストがかかります。



為替ヘッジ

為替取引等を利用し、為替変動リスクを低減することです。

■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行う場合、基準価額への為替変動の影響は小さくなると考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。

※一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことがあります。この場合、当該通貨間の為替変動の影響を受けます。

※指定投資信託証券によっては、以下の一部の通貨に限定した為替ヘッジを行うことがあります。原則として外貨建資産とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行い、対円での為替変動リスクの低減を図ります。なお、実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

(注)米ドル以外の通貨を利用する場合があります。

### ▶ 為替ヘッジなし

為替ヘッジなし

円安の場合(為替差益)  
基準価額にプラス

円高の場合(為替差損)  
基準価額にマイナス

■外貨建資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合、基準価額は為替変動の影響を受けます。

## (2)【投資対象】

### イ 投資対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(イ)次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項の「特定資産」をいいます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- 3．金銭債権

(ロ)特定資産以外の資産で、以下に掲げる資産

- 1．為替手形

### ロ 投資対象とする有価証券

日興FWS・日本株クオリティ

日興FWS・日本株市場型アクティブ

日興FWS・日本債アクティブ

日興FWS・Jリートアクティブ

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

なお、第3号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

- 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略
- 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

委託会社は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の受益証券または次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

なお、第4号の証券にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

## 八 投資対象とする金融商品

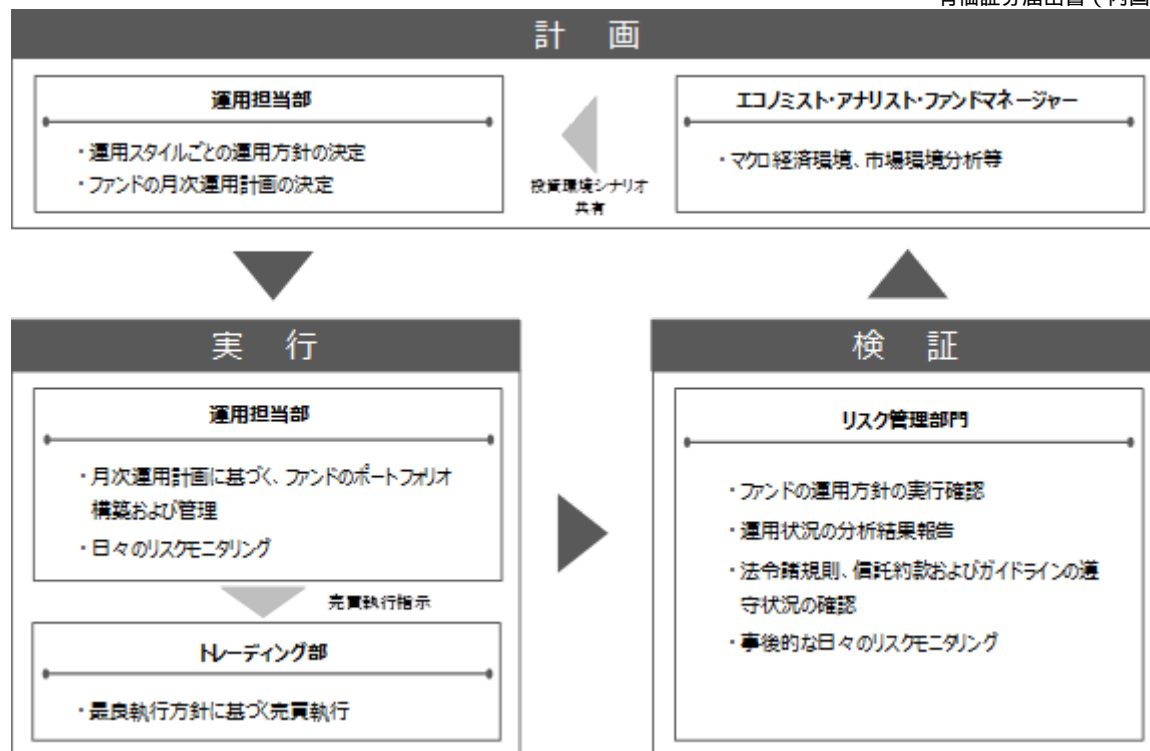
委託会社は、信託金を、上記口に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

各ファンドの主要投資対象となる投資信託の詳細に関しましては、後述の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

## (3)【運用体制】

### イ ファンドの運用体制



リスク管理部門の人員数は、約50名です。

ファンドの運用体制は、委託会社の組織変更等により、変更されることがあります。

他の運用会社が設定・運用を行うファンド（外部ファンド）の組入れは、運用実績の優位性、運用会社の信用力・運用体制・資産管理体制の状況を確認の上、選定しています。また、定性・定量面における評価を継続的に実施するとともに、投資対象としての適格性を定期的に判断します。

□ 委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

ファンドの受託会社に対しては、信託財産の日常の管理業務（保管・管理・計算等）を通じて、信託事務の正確性・迅速性の確認を行い、問題がある場合は適宜改善を求めています。

（４）【分配方針】

年１回（原則として毎年７月31日、休業日の場合は翌営業日となります。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配金額を決定します。

- イ 分配対象額は、経費控除後の利子、配当等収益と売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
- ロ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ハ 留保益の運用については特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ファンドは複利効果による信託財産の成長を優先するため、分配を極力抑制します。  
 （基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

（５）【投資制限】

ファンドの信託約款に基づく主要な投資制限

- 日興FWS・日本株クオリティ
- 日興FWS・日本株市場型アクティブ
- 日興FWS・日本債アクティブ

イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ニ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)  
 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)  
 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)  
 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)  
 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)  
 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)  
 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)  
 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)  
 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)  
 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジなし)  
 日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略  
 日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ニ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

日興FWS・Jリートアクティブ

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ニ 同一銘柄の投資信託証券(不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対するエクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として35%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジあり)  
 日興FWS・Gリートアクティブ(為替ヘッジなし)

- イ 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ロ 投資信託証券とコマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、買い現先取引または債券貸借取引に限ります。
- ハ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

- 二 同一銘柄の投資信託証券(不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合には、原則として制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ホ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### ファンドの信託約款に基づくその他の投資制限

- 日興FWS・日本株クオリティ
- 日興FWS・日本株市場型アクティブ
- 日興FWS・日本債アクティブ
- 日興FWS・Jリートアクティブ

#### イ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### ロ 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・先進国株クオリティ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・先進国株市場型アクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・新興国株アクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジあり)
- 日興FWS・先進国債アクティブ(為替ヘッジなし)
- 日興FWS・新興国債アクティブ(為替ヘッジあり)

日興FWS・新興国債アクティブ（為替ヘッジなし）  
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジあり）  
日興FWS・Gリートアクティブ（為替ヘッジなし）  
日興FWS・ヘッジファンドマルチ戦略  
日興FWS・ヘッジファンドアクティブ戦略

#### イ 公社債の借入れの指図

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
- (ロ) 上記(イ)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えない範囲で行うものとします。
- (ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ロ)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (ニ) 上記(イ)の借入れにかかる品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### ロ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ハ 外国為替予約取引の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### 二 資金の借入れ

- (イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却代金、解約代金または償還金の入金日までに限るものとし、資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
1. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内
  2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- (ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### 法令に基づく投資制限

#### イ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

#### ロ デリバティブ取引にかかる投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）



委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

#### 八 信用リスク集中回避のための投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

### [参考情報：投資対象とする投資信託の概要]

#### 追加的記載事項

##### ■指定投資信託証券の投資方針等

- 以下は、有価証券届出書提出日現在で三井住友DSアセットマネジメント株式会社が知り得る情報を基に作成しています。
- 今後、各指定投資信託証券は、各委託会社の都合等により、ファンドの名称や記載内容等が変更になることがあります。なお、各指定投資信託証券は、追加または変更、繰上償還等により除外される場合があります。

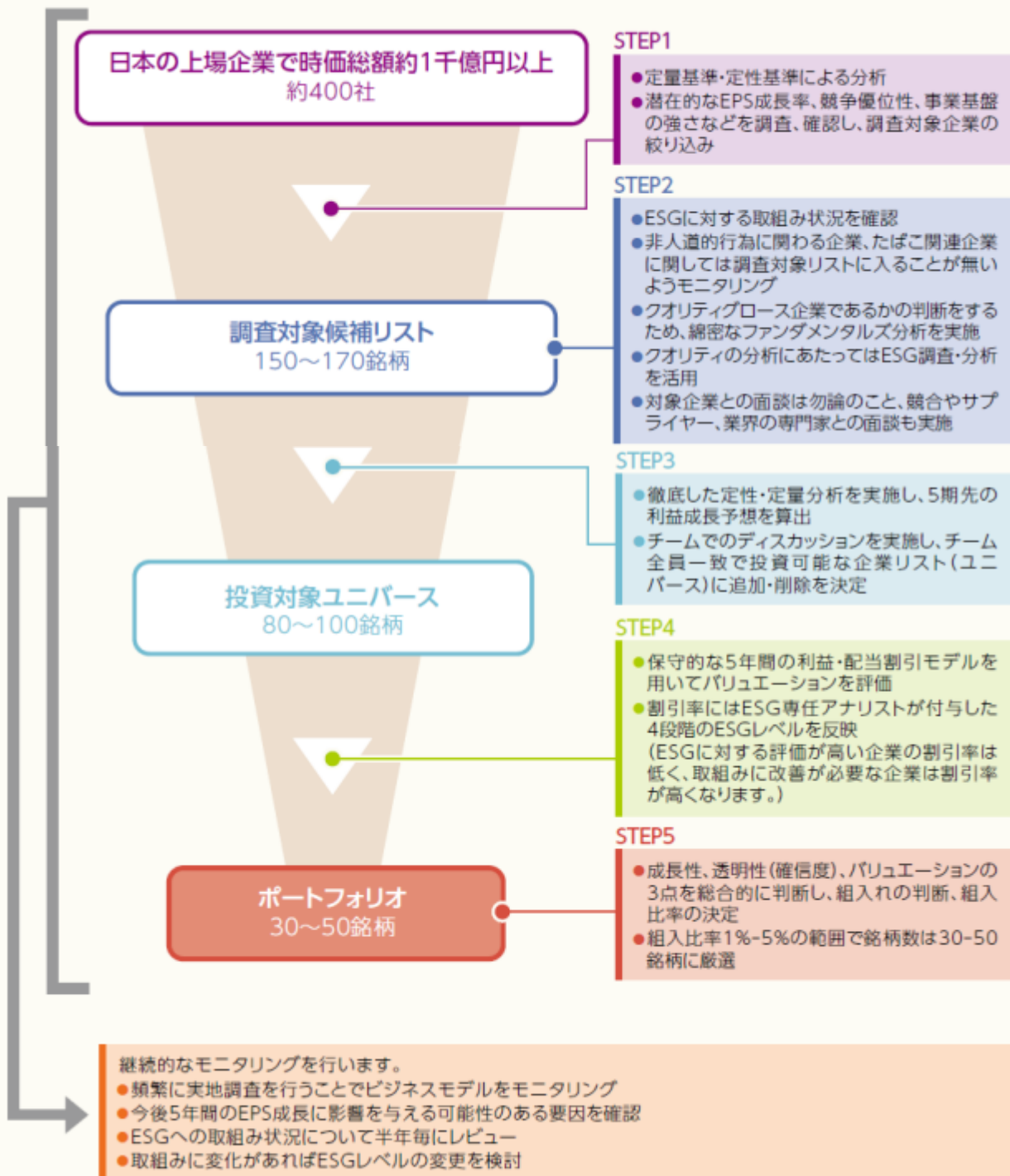
#### ▶日本株クオリティ

指定投資信託証券	コムジェスト日本株式ファンド(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● コムジェスト日本株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて日本株式に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</li> <li>● マザーファンド受益証券の運用権限をコムジェスト・エス・エー社へ委託します。</li> </ul>
信託報酬等	純資産総額に対して 25億円以下の部分 年0.8558%(税抜き0.778%) 25億円超の部分 年0.7458%(税抜き0.678%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	コムジェスト・アセットマネジメント株式会社
投資顧問会社	コムジェスト・エス・エー社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

#### [コムジェスト・グループの概要]

- コムジェスト・グループは1985年にパリに設立された独立系の資産運用会社です。
- コムジェスト・グループの運用における最大の特徴は、“質の高い成長企業”に長期的な投資をすることです。
- 現在、パリ、ダブリン、香港、東京、シンガポールなどに拠点を有し、世界中の長期投資家にサービスを提供しています。なお、コムジェスト・アセットマネジメント株式会社およびコムジェスト・エス・エー社は、コムジェスト・グループ傘下の運用会社になります。

## 〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)コムジェスト・アセットマネジメント株式会社のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

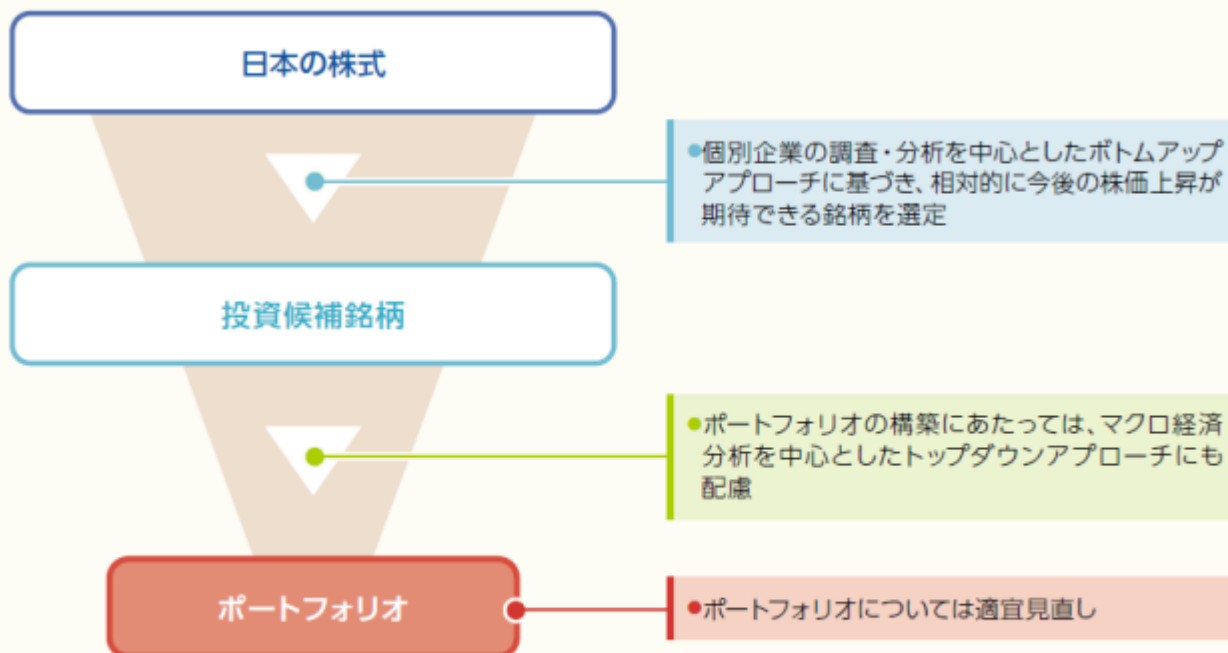
## ▶ 日本株市場型アクティブ

指定投資信託証券	ノムラFOFs用・日本株アクティブコア(High $\alpha$ Type) (適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	日本株式アクティブコア (High $\alpha$ Type) マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に日本の株式を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.594%(税抜き0.54%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

## 〔 野村アセットマネジメント株式会社の概要 〕

- 野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- 1997年10月に野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、日本を代表する資産運用会社です。
- 早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

## 〔 運用プロセス 〕



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)野村アセットマネジメント株式会社のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

## ▶ 先進国株クオリティヘッジ有

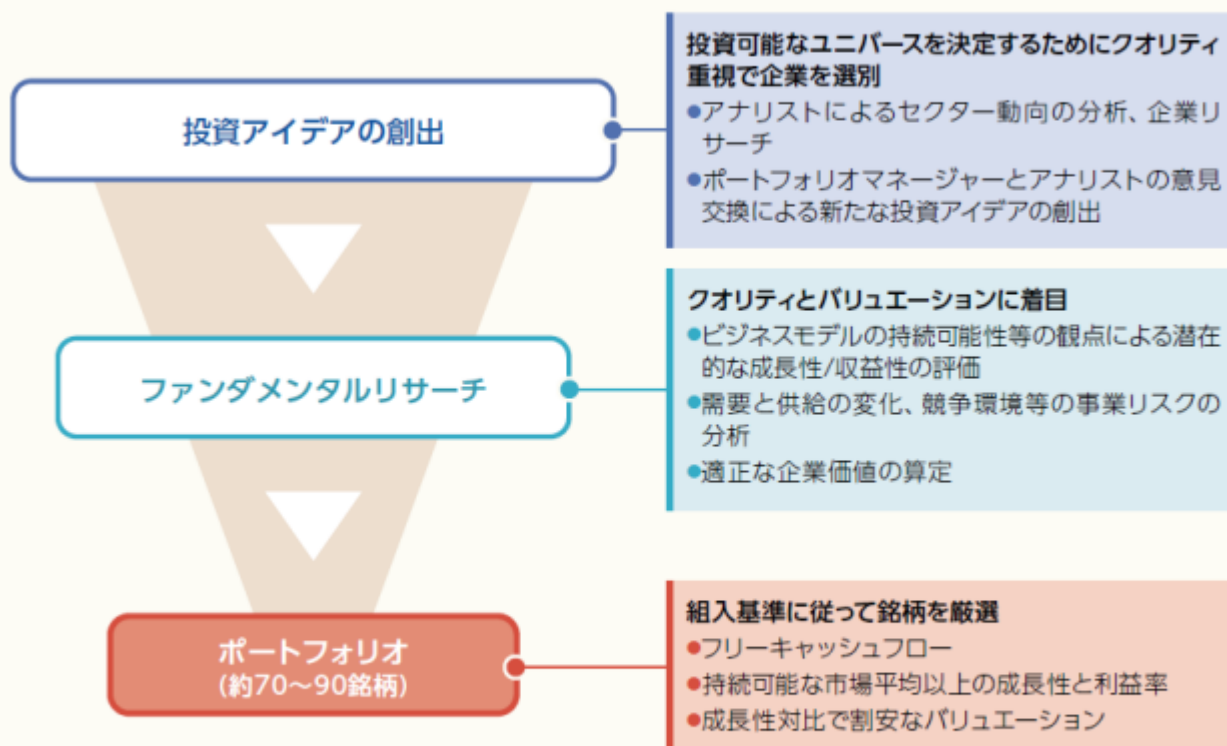
## ▶ 先進国株クオリティヘッジ無

指定投資信託証券	MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジあり) (適格機関投資家専用) MFSグローバル・クオリティ・グロース株ファンド(為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●MFSグローバル・クオリティ・グロース株マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券への投資を通じて、日本および新興国を含む世界の株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。</li> <li>●マザーファンド受益証券では、徹底したボトムアップ・アプローチをもとに、高い利益成長を持続的に遂げることで企業価値を高めていくと見込まれる銘柄に厳選投資します。</li> <li>●マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンド受益証券の運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図にかかる権限を除きます。)に関する権限を委託します。</li> </ul> <p>(為替ヘッジあり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実質組入外貨建資産については、原則として、対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。なお、一部の通貨については、他の通貨を用いて対円での為替ヘッジを行う場合があります。</li> <li>●マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーに実質組入外貨建資産の為替ヘッジ取引の指図に関する権限を委託します。</li> </ul> <p>(為替ヘッジなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。</li> </ul>
信託報酬等	純資産総額に対して年0.517%(税抜き0.47%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	MFSインベストメント・マネジメント株式会社
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

## 〔 マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー(以下「MFS」)の概要 〕

- 投資対象とする投資信託の実質的な運用会社であるMFSは、1924年に米国最初の投資信託を設定した、長い歴史を持つ運用会社です。
- 世界70カ国以上の投資家からの資金を運用しています。
- MFSインベストメント・マネジメント株式会社は、MFSの日本法人で、主に年金等の資産を運用しています。

## 〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)MFSインベストメント・マネジメント株式会社のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

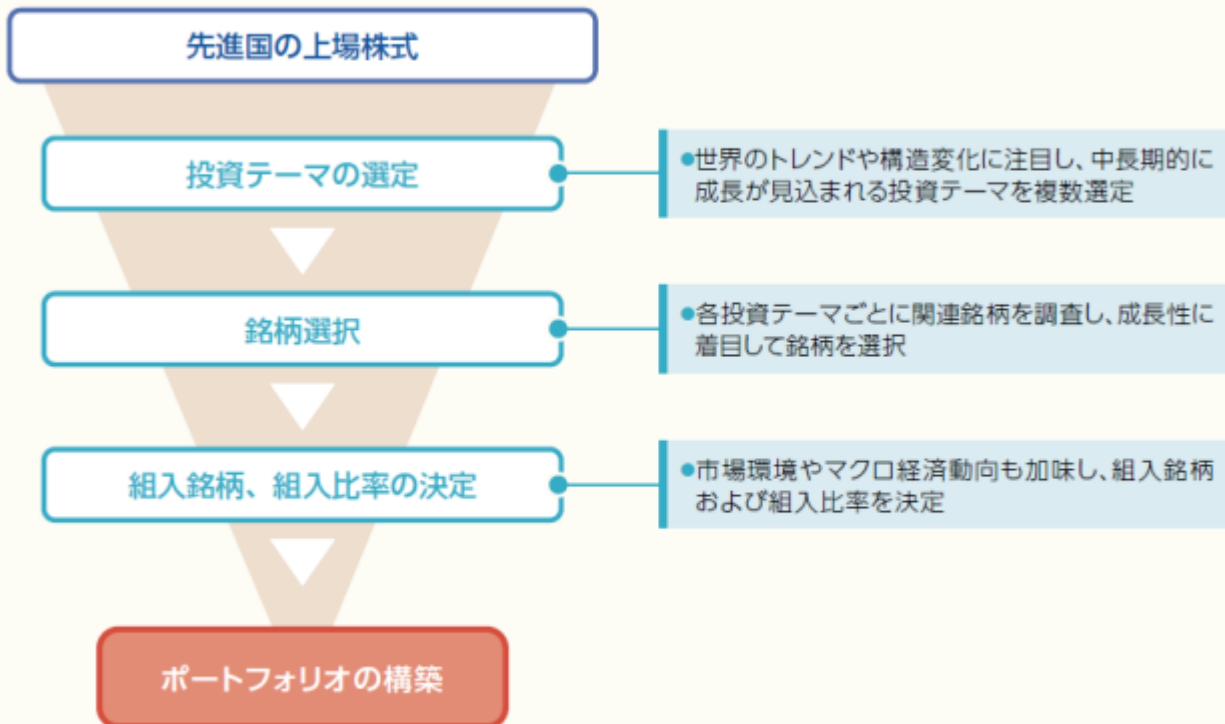
▶ 先進国株市場型アクティブヘッジ有  
▶ 先進国株市場型アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) ノムラFOFs用・先進国マルチテーマファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	先進国マルチテーマ マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に先進国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を主要投資対象とし、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。 <b>(為替ヘッジあり)</b> ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによっても為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。 <b>(為替ヘッジなし)</b> ●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
信託報酬等	純資産総額に対して年0.66%(税抜き0.60%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

## 〔 野村アセットマネジメント株式会社の概要 〕

- 野村アセットマネジメント株式会社は、野村ホールディングス株式会社を持株会社とする野村グループの資産運用会社です。
- 1997年10月に野村証券投資信託委託株式会社(1959年設立)と野村投資顧問株式会社(1981年設立)が合併して発足した、日本を代表する資産運用会社です。
- 早くから運用と顧客基盤のグローバル化に取り組み、アメリカ、ヨーロッパ、アジア等、海外への積極的な展開を図っています。

## 〔 運用プロセス 〕



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)野村アセットマネジメント株式会社のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

## ▶新興国株アクティブヘッジ有

## ▶新興国株アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(限定為替ヘッジ)(FOFs用)(適格機関投資家限定) Oneエマージング・ハイクオリティ株式ファンド(為替ヘッジなし)(FOFs用)(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<p>(共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●エマージング・ハイクオリティ株式マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、新興国の企業(新興国以外で法人登録されている企業を含みます。)の株式に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。</li> <li>●ウェルズ・キャピタル・マネジメント・インコーポレイテッドにマザーファンド受益証券の運用の指図に関する権限の一部(株式等の運用の指図に関する権限)を委託します。</li> </ul> <p>(限定為替ヘッジ) 原則として米ドル売り/円買いの為替取引を行い、為替変動リスクの一部低減を目指します。</p> <p>(為替ヘッジなし) 原則として為替ヘッジは行いません。</p>
信託報酬等	純資産総額に対して年0.935%(税抜き0.85%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委託会社	アセットマネジメントOne株式会社
投資顧問会社	ウェルズ・キャピタル・マネジメント・インコーポレイテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

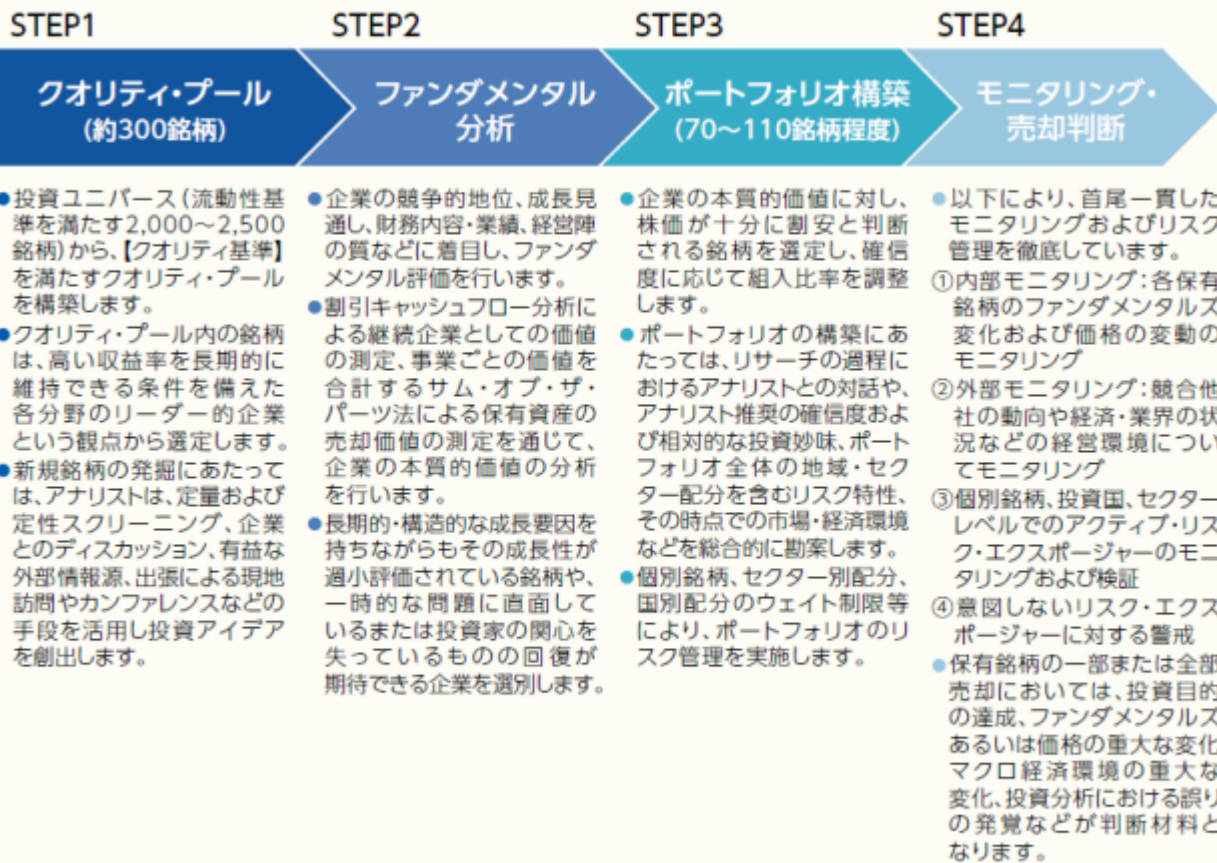
## 〔アセットマネジメントOne株式会社の概要〕

- アセットマネジメントOne株式会社は、2016年10月1日にDIAMアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社(資産運用部門)の4社が統合して、2016年に発足した資産運用会社です。
- 「投資顧問事業」と「投資信託事業」の双方の事業領域を持ち、預かり残高は約57兆円(2021年3月末現在)とアジア有数の規模を誇ります。
- 世界有数の機関投資家のニーズに応える質の高い運用サービスを個人投資家にも提供しており、グローバル調査体制に支えられたアクティブ運用、経験豊富なチームを要するインデックス運用、金融工学を駆使したクオンツ運用は格付機関等から高評価を得ています。
- 社会の持続可能性に貢献するため、環境問題・社会・ガバナンスの観点を考慮した責任投資に特化したチームを擁し、積極的に取り組んでいます。

## 〔ウェルズ・キャピタル・マネジメント・インコーポレイテッドの概要〕

- マザーファンドの運用再委託先であるウェルズ・キャピタル・マネジメント・インコーポレイテッドは、上場会社であるウェルズ・ファーゴ・アンド・カンパニーが間接的に完全保有するウェルズ・ファーゴ・アセット・マネジメントの完全子会社で1996年に設立されました。
- 同社は、機関投資家の顧客に特化した独立した運用チームを擁する業界最高クラスの資産運用会社であり、その多様かつ独立した運用チームは、広範囲にわたる投資ソリューションを提供しています。

## 〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)アセットマネジメントOne株式会社を基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

## ▶日本債アクティブ

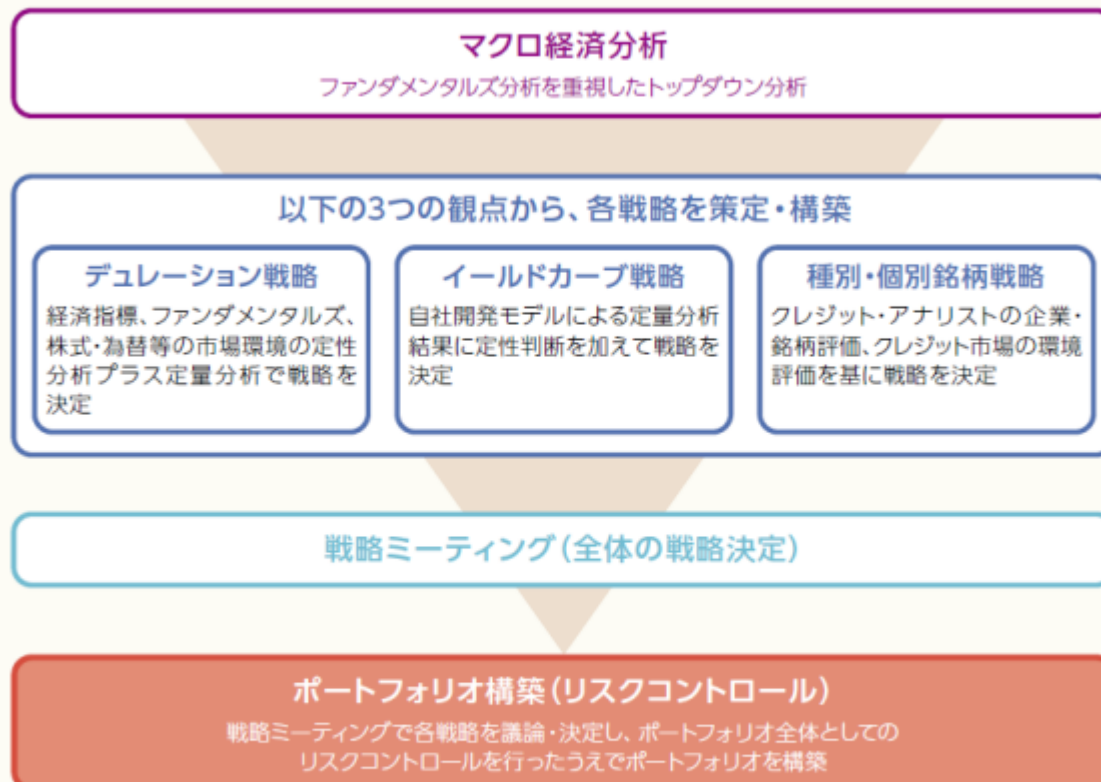
指定投資信託証券	明治安田日本債券アクティブ・オープン(FOFs用)(適格機関投資家専用)							
形態	国内籍投資信託							
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●明治安田日本債券アクティブ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等へ分散投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指します。</li> <li>●NOMURA-BPI(総合)をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。</li> <li>●信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるBBB格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。</li> </ul>							
信託報酬等	<p>各計算期間の信託報酬率は、各計算期間の初日に属する月の前月の最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り(終値)に応じ、次に掲げる率となります。なお、信託報酬率は各計算期間ごとに見直されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>新発10年固定利付国債の利回り(終値)</th> <th>信託報酬率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1%未満</td> <td>年0.176%(税抜き0.16%)</td> </tr> <tr> <td>1%以上</td> <td>年0.264%(税抜き0.24%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記のほか、その他の費用がかかります。</p>		新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率	1%未満	年0.176%(税抜き0.16%)	1%以上	年0.264%(税抜き0.24%)
新発10年固定利付国債の利回り(終値)	信託報酬率							
1%未満	年0.176%(税抜き0.16%)							
1%以上	年0.264%(税抜き0.24%)							
信託財産留保額	ありません。							
委託会社	明治安田アセットマネジメント株式会社							
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。							



## 〔 明治安田アセットマネジメント株式会社の概要 〕

- 明治安田アセットマネジメント株式会社は、1986年11月の発足以来、明治安田生命グループの中核の資産運用会社として、年金基金・機関投資家から個人投資家まで幅広い運用サービスを提供しています。
- 高品質の資産運用サービスのご提供を目指し、運用力・営業サービス力・商品開発力を強化し、投資家のニーズにあった運用商品のご提供、わかりやすい情報開示、きめ細かなサポート体制の充実に努めます。
- 投資家に最も信頼され、満足いただける資産運用会社を目指すとともに、インベストメント・チェーンの一員として持続可能な社会の形成に貢献します。

## 〔 運用プロセス 〕



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)明治安田アセットマネジメント株式会社のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

## ▶ 先進国債アクティブヘッジ有

## ▶ 先進国債アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用) GIM先進国債券ファンドF(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● GIM先進国債券マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を通じ、先進国の債券を主要投資対象とし、この投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。</li> <li>● マザーファンド受益証券の運用と(為替ヘッジあり)の為替ヘッジにかかる運用をJPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに委託します。</li> <li>● マザーファンド受益証券は、保有する債券について、その建値以外の通貨(円以外)に基づく為替アクティブポジションを構築し、為替運用からの収益の獲得も目指します。</li> </ul> <p><b>(為替ヘッジあり)</b> 実質的に保有する外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、円高リスクの抑制を図りつつ、マザーファンド受益証券への投資を通じて外国通貨間の為替運用からの収益の獲得を目指します。</p> <p><b>(為替ヘッジなし)</b> 実質的に保有する外貨建資産について、為替ヘッジは行いません。なお、マザーファンド受益証券への投資を通じて外国通貨間の為替運用からの収益の獲得を目指します。</p>
信託報酬等	純資産総額に対して年0.4609%(税抜き0.419%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

## 〔 JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社の概要 〕

- JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は世界有数の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニー傘下の資産運用部門であるJ.P.モルガン・アセット・マネジメント\*の日本拠点です。
- J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、日本市場の成長性に着目し、1985年には外資系としていち早く投資顧問業に参入、同じく1990年には投資信託業務に参入するなど、日本においても40年以上の歴史を培って参りました。

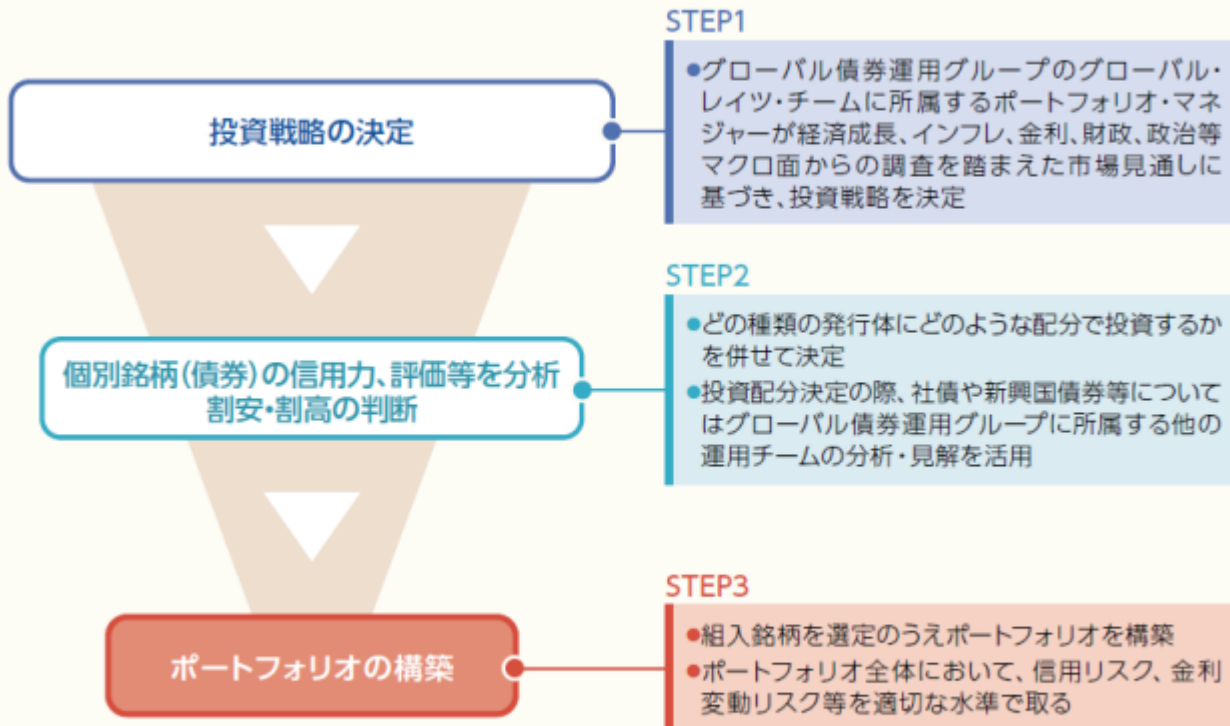
## 〔 JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドの概要 〕

- JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッドはJ.P.モルガン・アセット・マネジメントの欧州拠点で、グループの中核を担う資産運用会社です。

## \*J.P.モルガン・アセット・マネジメント

J.P.モルガン・アセット・マネジメントは、JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーおよび世界の関連会社の資産運用ビジネスのブランドであり、世界最大級の資産運用グループです。約150年以上にわたる長い歴史の中で蓄積してきた運用ノウハウを活かして、常に競争力のある運用サービスを提供しています。

## 〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

## ▶ 新興国債アクティブヘッジ有

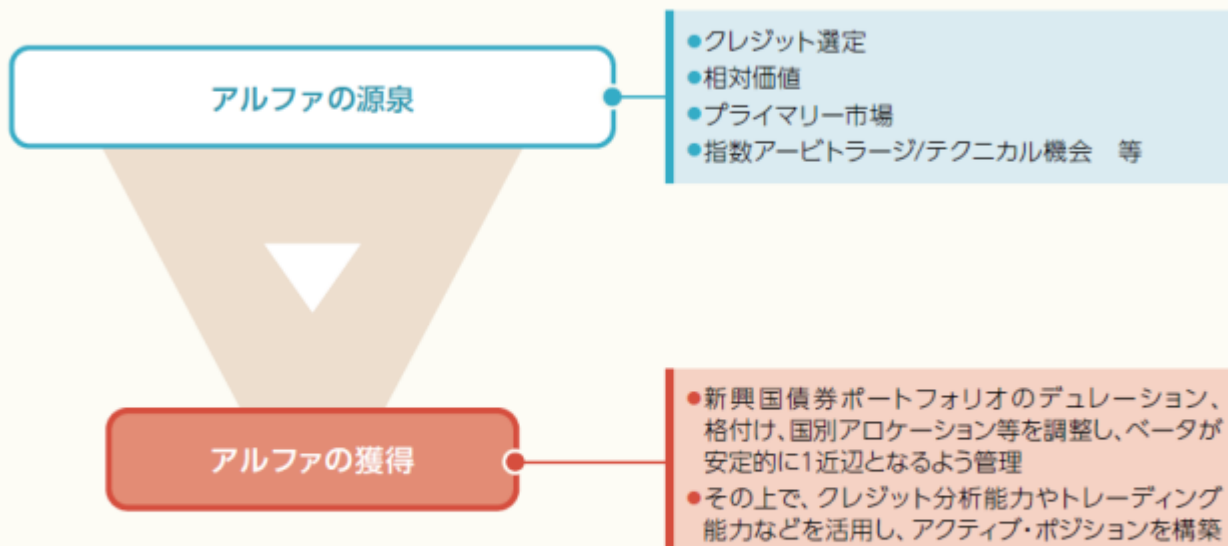
## ▶ 新興国債アクティブヘッジ無

指定投資信託証券	ソフォス ケイマントラストⅡ - マラソン新興国債券ファンド（為替ヘッジ・クラス） ソフォス ケイマントラストⅡ - マラソン新興国債券ファンド（為替オープン・クラス）
形態	ケイマン籍契約型投資信託（円建て）
運用の基本方針	<p><b>（共通）</b> 主として米ドル建ての新興国債券に投資することにより新興国債券市場を上回るパフォーマンスの獲得を目指し、信託財産の中長期的な成長を目指します。</p> <p><b>（為替ヘッジ・クラス）</b> 対円での為替ヘッジを行います。</p> <p><b>（為替オープン・クラス）</b> 為替ヘッジは行いません。</p>
運用管理費用等	<p>純資産総額に対して</p> <p>運用報酬：年0.60%程度 受託会社報酬：年0.01%程度 管理費用：年0.01%程度 事務代行費用：年0.065%程度</p> <p>※上記のほか、保管費用などががかかりますが、ファンドの運用状況等により変動するものであり、事前に料率等を示すことができません。また、上記の各料率には、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、上記の各料率を上回ることがあります。</p> <p>※別途その他の費用がかかります。</p>
信託財産留保額	ありません。
管理会社	ファンドロジック(ジャージー)リミテッド
投資顧問会社	マラソン・アセット・マネジメント・エルピー
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

## 〔 マラソン・アセット・マネジメント・エルピーの概要 〕

- マラソン・アセット・マネジメント・エルピーは、1998年設立のクレジット投資に特化した運用会社です。
- コーポレート・クレジット、新興国市場、ストラクチャード・クレジット、および不動産の4つの軸で様々な戦略を運用しており、運用資産総額は約219億米ドルです。(2020年12月末時点)
- オフィスはニューヨーク、ロンドンおよび東京に所在しており、従業員数は155名です。(2021年3月末時点)

## 〔 運用プロセス 〕



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) マラソン・アセット・マネジメント・エルピーのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

## ▶ Jリートアクティブ

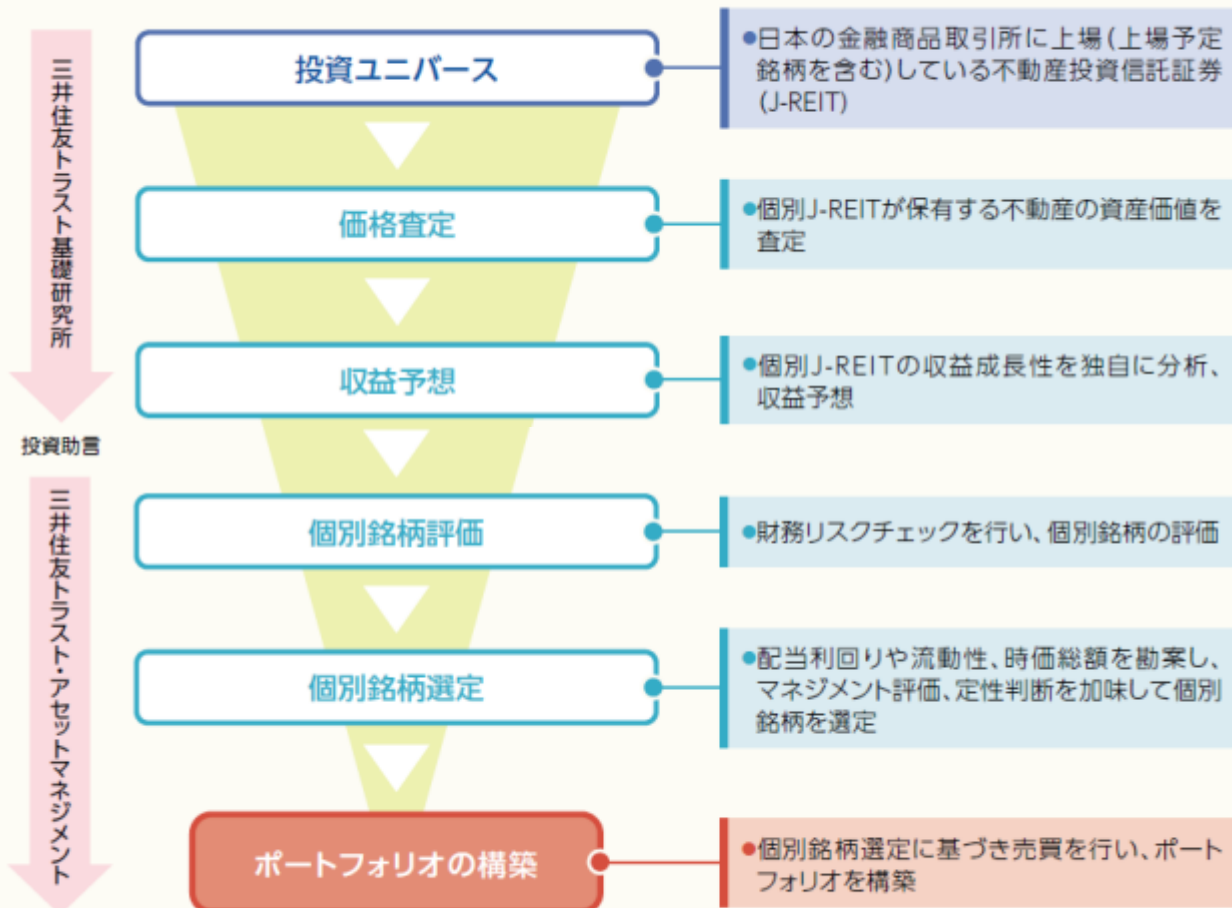
当ファンドは特化型運用を行います。

指定投資信託証券	SMTAM・FOFs用J-REIT・リサーチ・オープン(適格機関投資家専用)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>● J-REIT・リサーチ マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の取引所に上場(上場予定ならびに日本の取引所に準ずる市場で取引されている場合を含みます。)している不動産投資信託証券(以下「J-REIT」といいます。)に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。</li> <li>● J-REITへの投資にあたっては、各銘柄の投資適格性等を考慮したうえで、投資環境調査、各銘柄の保有不動産分析、収益ならびに配当の予想等に基づき、銘柄選択を行います。</li> </ul>
信託報酬等	純資産総額に対して年0.363%(税抜き0.33%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	一部解約時に0.30%
委託会社	三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

## 〔 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の概要 〕

- 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社は、2018年10月に三井住友信託銀行株式会社の資産運用機能を統合しました。
- 経済・市場環境が大きく変化する中、運用力と商品開発力、世界各地に広がるビジネスネットワーク等、運用会社としての総合力を活かし、投資家の長期的な資産形成や社会の発展に貢献します。
- J-REIT運用においては、不動産の分野に特化したシンクタンクである三井住友トラスト基礎研究所の分析情報を活用するなど、グループの総力を結集した質の高い運用商品を提供しています。

## 〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所)三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

▶ **Gリートアクティブヘッジ有**▶ **Gリートアクティブヘッジ無**

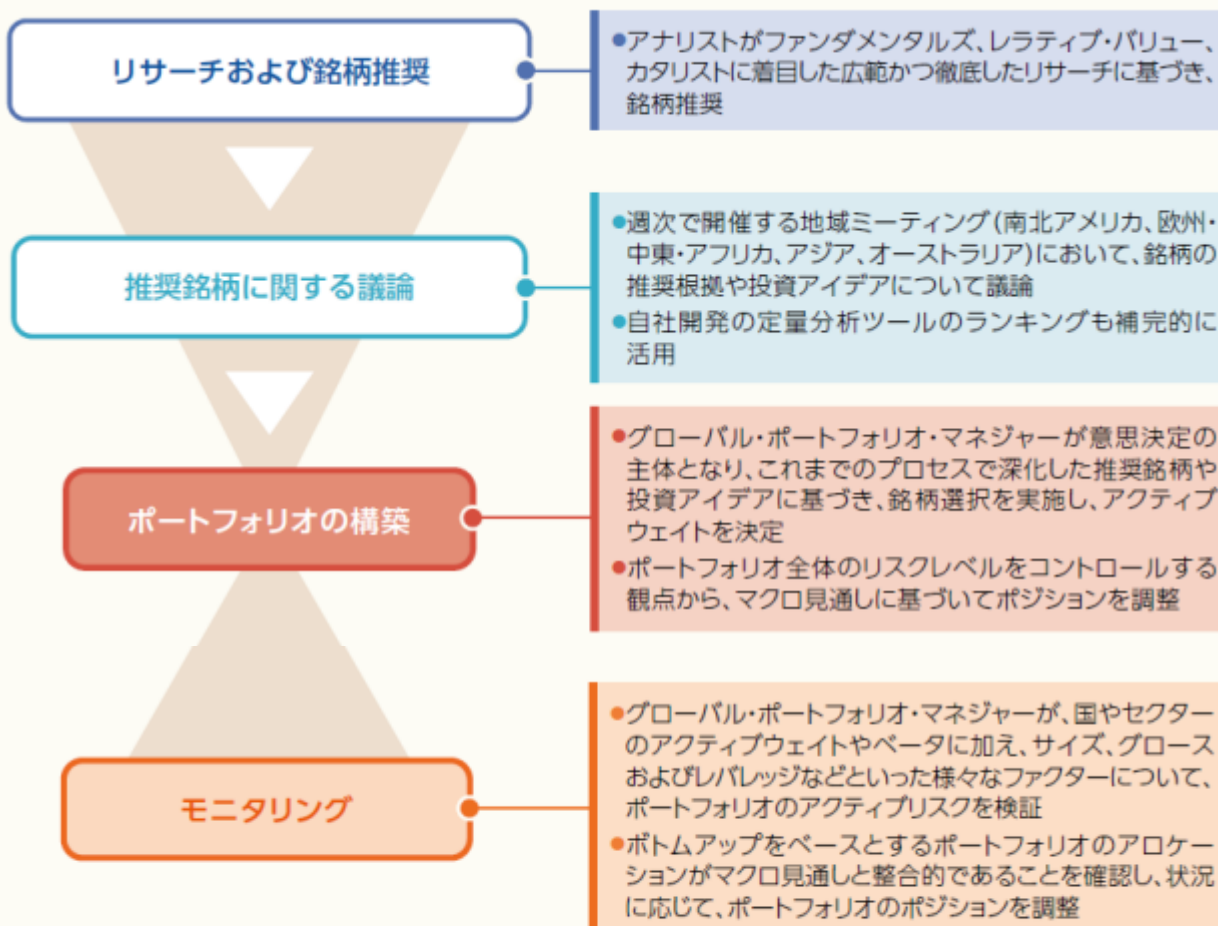
指定投資信託証券	(Gリートアクティブヘッジ有) SMDAM/プリンシパルFOFs用外国リートF・為替ヘッジあり(適格機関投資家限定) (Gリートアクティブヘッジ無) 大和住銀/プリンシパルFOFs用外国リートF(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●外国リートマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、世界各国の不動産投資信託証券を主要投資対象とします。</li> <li>●運用にあたっては、「事業のファンダメンタルズの改善とその持続性」、「株価上昇のカタリスト」、「バリュエーション」の観点からのボトムアップ・アプローチをベースとし、十分に分散の効いたポートフォリオを構築します。</li> <li>●マザーファンド受益証券の運用の指図に関する権限をプリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーに委託します。</li> </ul> <p>(Gリートアクティブヘッジ有)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ります。一部の通貨について、為替ヘッジが困難等と判断された場合、為替ヘッジを行わないまたは他の通貨で代替した為替取引を行うことがあります。</li> </ul> <p>(Gリートアクティブヘッジ無)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</li> </ul>

信託報酬等	純資産総額に対して 150億円までの部分 150億円超500億円までの部分 500億円超の部分 ※上記のほか、その他の費用がかかります。	年0.66% (税抜き0.60%) 年0.605% (税抜き0.55%) 年0.55% (税抜き0.50%)
信託財産留保額	ありません。	
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社	
投資顧問会社	プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシー	
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。	

### 〔プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーの概要〕

- プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーは、米国アイオワ州で設立されたプリンシパル・ファイナンシャル・グループ傘下の不動産運用に特化した運用会社です。
- プリンシパルは約60年にわたる不動産投資の実績を有しており、公募不動産エクイティ(REIT)のほか、私募不動産エクイティ、私募不動産デット、公募不動産デットの4つの不動産運用サービスを提供しています。

### 〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) プリンシパル・リアルエステート・インベスターズ・エルエルシーのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

## ▶ヘッジファンドマルチ戦略

指定投資信託証券	SMDAM/FOFs用マルチ戦略ファンド(適格機関投資家限定)
形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●絶対収益を追求する運用戦略の成果(以下「参照戦略指数」といいます。)に概ね連動するケイマン籍特別目的会社(SPC)のLUMINIS II Limited*の発行する円建債券(以下「円建債券」といいます。)への投資を通じて、絶対収益の獲得を目指し運用を行います。</li> <li>●参照戦略指数は、市場平常時のキャリー獲得を目指しつつ、株式等のリスク資産が大きく下落する局面において抵抗性を得るために、複数の運用戦略(ヘッジ型戦略、ディフェンシブ型戦略、キャリー型戦略)の投資成果の組み合わせとなります。なお、運用戦略は、実質的に世界の株式、債券、クレジット、為替、コモディティ等の派生商品を中心に運用されます。</li> </ul> <p>※参照戦略指数はアクティブ運用されるものでなく、各運用戦略や各運用戦略の構成要素の配分・比率は、あらかじめ定められた参照戦略指数の要項にしたがって行われます。</p>
信託報酬等	純資産総額に対して年0.1925%(税抜き0.175%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

\*LUMINIS II Limitedは、ゴールドマン・サックスが仕組み債等を組成する目的で設定したケイマン諸島籍の特別目的会社です。ゴールドマン・サックスとは一切の資本関係はありません。発行する債券毎に裏付けとなる資産が管理されることによって、一般的な社債のような発行体の信用リスクから切り離されています。

## [ 運用戦略・運用プロセス ]



プット・オプションとは

対象資産(株式など)を特定の価格(権利行使価格)で特定の日(満期日)に売ることができる権利をいいます。

※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) ゴールドマン・サックスのデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成



### < 参照戦略指数について >

参照戦略指数スポンサーまたは参照戦略指数計算代理人（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、構成要素の変更またはその差替を含むがこれらに限定せず、参照戦略指数もしくは参照戦略指数の価額の提供（もしくはその不履行）およびある者による参照戦略指数もしくは参照戦略指数の価額の使用に関して行われた（もしくは行われなかった）あらゆる決定または事柄について、（過失の結果であるか否かにかかわらず）いかなる者に対しても責任を負わないものとします。参照戦略指数スポンサーまたは参照戦略指数計算代理人のいずれも、受託者としてではなく本人として行動し、参照戦略指数について受託責任を負うものではありません。参照戦略指数の計算にあたり、参照戦略指数計算代理人は、第三者である情報源からデータおよび情報を取得し、利用します。参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、またはそれらの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、かかる情報を独自に検証せず、かかるデータもしくは情報の品質、正確性または完全性について、何ら保証しません。したがって、参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、参照戦略指数の品質、正確性または完全性について何ら保証しません。参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサーのいずれも、参照戦略指数の価額の算定または頒布における誤謬について、（契約、不法行為その他のいずれによるかを問わず）いかなる者に対しても何ら責任を負わないものとし、また、参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサーのいずれも、自らが認識することとなった誤謬について、いかなる者に対してもこれを通知する義務を何ら有していません。参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、（A）参照戦略指数に連動した取引に関連するリスクの取得または引き受けの適否、（B）特定の日時における参照戦略指数の価額、（C）参照戦略指数または参照戦略指数のいずれかの構成要素の運用成績に連動した商品において投資家に発生する損益、または（D）その他の事項について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行いません。

参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも顧問または受託者として行為しません。

参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサー（またはそれぞれの関連会社もしくは子会社、それぞれの取締役、役員、従業員、代表者、受任者もしくは代理人）のいずれも、参照戦略指数、これに含まれるあらゆるデータもしくは情報、またはこれが基づくあらゆるデータもしくは情報に関する商品性または特定目的への適合性について、明示的か黙示的かを問わず、何らの表明または保証も行わず、またそれぞれがこれらについて否認します。

参照戦略指数は構造化されており、参照戦略指数の価額は当該指数に連動するいかなる取引も考慮せずに算出されます。参照戦略指数スポンサーおよび参照戦略指数計算代理人は、参照戦略指数の構造化、参照戦略の価額の算出、参照戦略指数に関連する裁量権の行使または決定に際して、いかなる者の利益についても考慮する義務はありません。

上記の内容を制限することなく、いかなる場合においても、参照戦略指数計算代理人または参照戦略指数スポンサーは、直接的、間接的、特別、懲罰的、派生的またはその他の損害（逸失利益を含みます。）について、かかる損害の可能性について通知を受けていたとしても、（契約、不法行為その他によるかを問わず）いかなる者に対しても何ら責任を負いません。

本免責事項の内容のいずれも、かかる責任の排除または制限が法律で認められていない場合は、責任を排除または制限するものではありません。

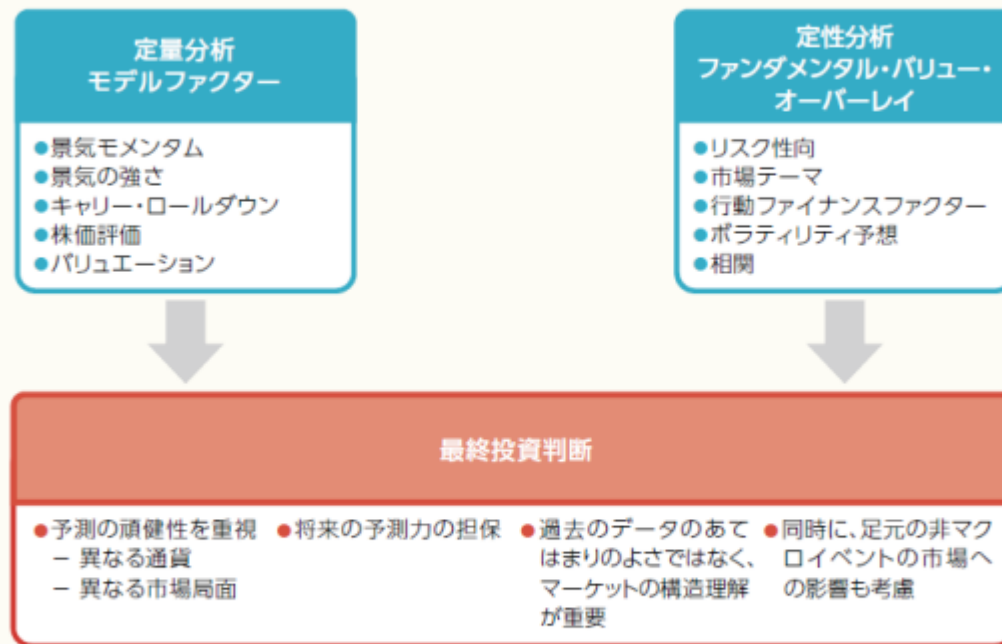
## ▶ヘッジファンドアクティブ戦略

指定投資信託証券	カレンシー・アルファ・エンハンスド・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用)
形 態	国内籍投資信託
運用の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>●カレンシー・アルファ・エンハンスド・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、日本の公社債に投資を行うとともに、為替予約取引等を積極的に活用する通貨ロング・ショート戦略により、市場動向に左右されにくい安定した収益の獲得を目指します。</li> <li>●マザーファンド受益証券の運用の指図に関する権限は、ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社およびウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。</li> </ul>
信託報酬等	純資産総額に対して年0.528%(税抜き0.48%) ※上記のほか、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社
投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社 ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

### [ フランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社の概要 ]

- フランクリン・テンプレトンは、グローバルにビジネスを展開する独立系の資産運用会社グループです。世界各国の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しております。
- 日本法人であるフランクリン・テンプレトン・ジャパン株式会社は、1998年の設立以来、日本の投資家の資産運用ニーズに応じた運用商品やサービスを提供しています。
- 今後もフランクリン・テンプレトンが70年以上に亘ってグローバルな資産運用業務の中で培ったノウハウを活用し、日本の投資家の中長期的な資産形成に貢献することを目指すとともに、投資家との長期的な信頼関係を築いていきます。

## 〔運用プロセス〕



※上記の運用プロセスは有価証券届出書提出日現在のものであり、今後変更される場合があります。

(出所) フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社のデータを基に三井住友DSアセットマネジメント株式会社作成

## ▶ キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

形態	国内籍投資信託
運用の基本方針	円建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。
信託報酬等	ありません。ただし、その他の費用がかかります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	三井住友DSアセットマネジメント株式会社
購入の可否	日本において一般投資者は購入できません。

## 3 【投資リスク】

## イ ファンドのもつリスクの特性

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。

各ファンドの主要なリスクは以下の通りです。内容につきましては、後掲をご覧ください。

ファンド名	価格変動リスク				信用 リスク	為替変動リスク		カントリー リスク	流動性 リスク
	株式市場 リスク	債券市場 リスク	不動産 投資信託 (リート) に関する リスク	派生商品 リスク		為替 ヘッジ あり	為替 ヘッジ なし		
日本株クオリティ	●				●				●
日本株市場型 アクティブ	●				●				●
先進国株 クオリティヘッジ有	●				●	●		●	●
先進国株 クオリティヘッジ無	●				●		●	●	●
先進国株市場型 アクティブヘッジ有	●				●	●		●	●
先進国株市場型 アクティブヘッジ無	●				●		●	●	●
新興国株 アクティブヘッジ有	●				●	●		●	●
新興国株 アクティブヘッジ無	●				●		●	●	●
日本債アクティブ		●			●				●
先進国債 アクティブヘッジ有		●			●	●		●	●
先進国債 アクティブヘッジ無		●			●		●	●	●
新興国債 アクティブヘッジ有		●			●	●		●	●
新興国債 アクティブヘッジ無		●			●		●	●	●
Jリートアクティブ			●		●				●
Gリート アクティブヘッジ有			●		●	●		●	●
Gリート アクティブヘッジ無			●		●		●	●	●
ヘッジファンド マルチ戦略*	●	●	●	●	●		●	●	●
ヘッジファンド アクティブ戦略*	●	●	●	●	●		●	●	●

\*ヘッジファンドマルチ戦略およびヘッジファンドアクティブ戦略は上記のリスクに限定されません。また、上記全てのリスクをとらない場合があります。

#### (イ) 株式市場リスク

内外の経済動向や株式市場での需給動向等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

#### (ロ) 債券市場リスク

一般に債券は内外の経済情勢等の影響による金利の変動を受けて価格が変動します。通常、金利が上昇すると債券価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

#### (ハ) 不動産投資信託（リート）に関するリスク

リートの価格は、不動産市況や金利・景気動向、関連法制度の変更等の影響を受け変動します。また、リートに組み入れられている個々の不動産等の市場価値や賃貸収入、個々のリートの事業活動や財

務状況等によっても価格が変動します。これらにより、ファンドが組み入れているリートの価格が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

## (ニ) 派生商品リスク

各種派生商品(先物取引、オプション取引、各種スワップ取引等)の活用は、当該派生商品価格が、その基礎となる資産、利率、指数等の変動以上の値動きをすることがあるため、ファンドの基準価額が大きく下落する要因ともなります。また、当該取引において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により取引が実行されないこと)が生じる可能性があります。

## (ホ) 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## (ヘ) 為替変動リスク

### (為替ヘッジあり)

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

原則として対円で為替ヘッジを行うため為替の変動による影響は限定的と考えられます。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできません。なお、円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。また、一部の通貨建資産については為替ヘッジが困難等と判断された場合、他の通貨で代替した為替取引を行うことまたは為替ヘッジを行わないことがあります。なお、各ファンドにおいて直接対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図る場合もあります。

また、「新興国株アクティブヘッジ有」については、外貨建資産とほぼ同額程度の米ドル売り円買いの為替取引を行います。したがって、米ドル建て資産については、為替の変動による影響は限定的と考えられます。

なお、実質的な通貨配分にかかわらず、米ドル売り円買いの為替取引を行うため、米ドル以外の組入通貨については、米ドルに対する当該通貨の為替変動の影響を受けます。

### (為替ヘッジなし)

外貨建資産への投資は為替変動の影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落する(円高となる)場合、円ベースでの評価額が下落し、基準価額が下落することがあります。

## (ト) カントリーリスク

海外に投資を行う場合には、投資先の国の政治・経済・社会状況の不安定化、取引規制や税制の変更等によって投資した資金の回収が困難になることや、その影響により投資する有価証券の価格が大きく変動することがあり、基準価額が下落する要因となります。

特に投資先が新興国の場合、その証券市場は先進国の証券市場に比べ、より運用上の制約が大きいことが想定されます。また、先進国に比べ、一般に市場規模が小さいため、有価証券の需給変動の影響を受けやすく、価格形成が偏ったり、変動性が大きくなる傾向が考えられます。

## (チ) 流動性リスク

有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、十分な数量の売買ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

## (リ) 特化型運用に関する留意点

「Jリートアクティブ」は、特化型運用を行います。したがって、特定の銘柄へ投資が集中することがあり、当該銘柄に経営破たんや経営・財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

## (ヌ) 絶対収益追求型に関する留意点

「ヘッジファンドマルチ戦略」および「ヘッジファンドアクティブ戦略」は、派生商品取引、為替取引等を活用し、ロング・ポジションあるいはショート・ポジションを構築するとともに、株式、債券、リート、商品等に投資することがあります。なお、派生商品取引・為替取引の基礎となる投資対象資産・通貨の下落時にロング・ポジションとなっている場合および投資対象資産・通貨の上昇時にショート・ポジションとなっている場合には、損失が発生します。

上記はヘッジファンドマルチ戦略およびヘッジファンドアクティブ戦略の代表的な戦略例であり、採用する戦略はこれらに限定されません。

(ル) 外国税制に関する留意点

投資対象国によっては、有価証券の売買を行う際の売買益等に対して課税される場合があります。将来、これらの税率や課税方法が変更された場合、または新たな税制が適用された場合、基準価額に影響を及ぼすことがあります。

(ロ) 換金制限等に関する留意点

投資資産の市場流動性が低下することにより投資資産の取引等が困難となった場合は、ファンドの換金申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた換金申込みを取り消すことがあります。

(ワ) 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

ロ 投資リスクの管理体制

委託会社では、運用部門から独立した組織を設置し、リスク管理部において信託約款等に定める各種投資制限・リスク指標のモニタリング等、コンプライアンス部において法令・諸規則等の遵守状況の確認等を行っています。当該モニタリングおよび確認結果等は、運用評価会議、リスク管理会議およびコンプライアンス会議に報告されます。

(参考情報) 投資リスクの定量的比較

〔 ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移 〕

各月末におけるファンドの1年間の騰落率と分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

〔 ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較 〕

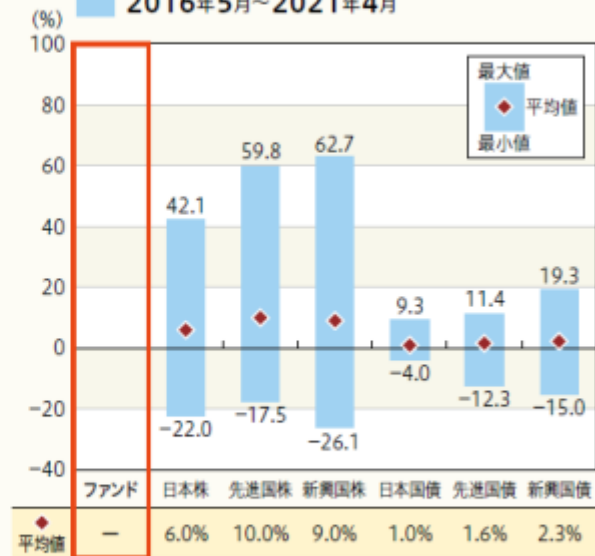
ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて、各月末における1年間の騰落率の平均・最大・最小を比較したものです。

年間騰落率：  
該当事項はありません

分配金再投資基準価額：  
該当事項はありません

ファンド：  
該当事項はありません

他の資産クラス：  
2016年5月～2021年4月



※ファンド設定前のため、ファンドの騰落率はありません。  
※すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

## 各資産クラスの指数

日本株	<b>TOPIX (配当込み)</b> 株式会社東京証券取引所が算出、公表する指数で、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象としています。
先進国株	<b>MSCIコクサイインデックス (グロス配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した指数で、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象としています。
新興国株	<b>MSCIエマージング・マーケット・インデックス (グロス配当込み、円ベース)</b> MSCI Inc.が開発した指数で、新興国の株式を対象としています。
日本国債	<b>NOMURA-BPI (国債)</b> 野村証券株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	<b>FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)</b> FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	<b>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)</b> J.P. Morganが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。  
※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

ありません。

### (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はありません。

### (3)【信託報酬等】

純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が、毎日信託財産の費用として計上され、ファンドの基準価額に反映されます。また、信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。

日本債アクティブの信託報酬率は、毎月最終営業日における日本相互証券株式会社が発表する新発10年固定利付国債の利回り（終値）に応じた率とし、翌月の第1営業日の計上分より適用するものとします。

< 信託報酬率およびその配分、実質的な負担 >

実質的な負担は、有価証券届出書提出日現在の各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）に基づき記載しています。指定投資信託証券が変更となった場合には、実質的な負担も変更となる場合があります。

ファンド名	信託報酬率	配分（税抜き）			投資対象とする投資信託	実質的な負担
		委託会社	販売会社	受託会社		
日本株クオリティ	年0.2255% （税抜き0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	最大 年0.8558% 程度	最大 年1.0813% （税抜き0.983%） 程度
日本株市場型アクティブ	年0.2255% （税抜き0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.594% 程度	年0.8195% （税抜き0.745%） 程度
先進国株クオリティヘッジ有	年0.2255% （税抜き0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.517% 程度	年0.7425% （税抜き0.675%） 程度
先進国株クオリティヘッジ無						
先進国株市場型アクティブヘッジ有	年0.2255% （税抜き0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.66% 程度	年0.8855% （税抜き0.805%） 程度
先進国株市場型アクティブヘッジ無						
新興国株アクティブヘッジ有	年0.2255% （税抜き0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.935% 程度	年1.1605% （税抜き1.055%） 程度
新興国株アクティブヘッジ無						
日本債アクティブ	新発10年固定利付国債の利回り（終値）が1%未満					
	年0.143% （税抜き0.13%）	年0.08%	年0.03%	年0.02%	年0.176% 程度	年0.319% （税抜き0.29%） 程度
	新発10年固定利付国債の利回り（終値）が1%以上					
	年0.2255% （税抜き0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.264% 程度	年0.4895% （税抜き0.445%） 程度



先進国債 アクティブ ヘッジ有	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.4609% 程度	年0.6864% （税抜き 0.624%） 程度
先進国債 アクティブ ヘッジ無						
新興国債 アクティブ ヘッジ有	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.685% 程度	年0.9105% （税抜き 0.89%） 程度
新興国債 アクティブ ヘッジ無						
Jリート アクティブ	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.363% 程度	年0.5885% （税抜き 0.535%） 程度
Gリート アクティブ ヘッジ有	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	最大 年0.66% 程度	最大 年0.8855% （税抜き 0.805%） 程度
Gリート アクティブ ヘッジ無						
ヘッジファンド マルチ戦略	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.1925% 程度	年0.418% （税抜き 0.38%） 程度
ヘッジファンド アクティブ戦略	年0.2255% （税抜き 0.205%）	年0.15%	年0.03%	年0.025%	年0.528% 程度	年0.7535% （税抜き 0.685%） 程度

上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。

各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）は、年間最低報酬額等が定められている場合があるため、純資産総額によっては、各料率を上回ることがあります。

各ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）等の詳細については、前掲の〔参考情報：投資対象とする投資信託の概要〕をご覧ください。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

#### （４）【その他の手数料等】

- イ 信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、原則として、計算期間を通じて毎日、純資産総額に以下の率を乗じて得た金額が信託財産の費用として計上され、各計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁するものとします。監査費用は、将来、監査法人との契約等により変更となる場合があります。

ファンド名	監査料率
日本株クオリティ	年0.0055% （税抜き0.005%）以内

日本株市場型アクティブ	年0.0055% (税抜き0.005%)以内
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無	年0.0066% (税抜き0.006%)以内
先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無	年0.0066% (税抜き0.006%)以内
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無	年0.0077% (税抜き0.007%)以内
日本債アクティブ	年0.0044% (税抜き0.004%)以内
先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無	年0.0055% (税抜き0.005%)以内
新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無	年0.0066% (税抜き0.006%)以内
Jリートアクティブ	年0.0055% (税抜き0.005%)以内
Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無	年0.0066% (税抜き0.006%)以内
ヘッジファンドマルチ戦略	年0.0066% (税抜き0.006%)以内
ヘッジファンドアクティブ戦略	年0.0066% (税抜き0.006%)以内

- ロ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の利息は、信託財産中から支弁します。
- ハ 有価証券の売買時の手数料、デリバティブ取引等に要する費用、および外国における資産の保管等に要する費用等(それらにかかる消費税等相当額を含みます。)は、信託財産中から支弁するものとします。

上記ロ、ハにかかる費用に関しましては、その時々取引内容等により金額が決定し、実務上、その発生もしくは請求のつど、信託財産の費用として認識され、その時点の信託財産で負担することとなります。したがって、あらかじめ、その金額、上限額、計算方法等を具体的に記載することはできません。

上記(1)～(4)にかかる手数料等および他の投資信託(ファンド)の組入れを通じて間接的に負担する手数料等の合計額、その上限額、計算方法等は、手数料等に保有期間に応じて異なるものが含まれていたり、発生時・請求時に初めて具体的金額を認識するものがあったりすることから、あらかじめ具体的に記載することはできません。

#### (5)【課税上の取扱い】

##### イ 個別元本について

- (イ) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- (ロ) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても同一受益者の顧客口座が複数存在する場合や、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」を併用するファンドの場合には、別々に個別元本の算出が行われることがあります。

(八) 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の(収益分配金の課税について)を参照。)

#### ロ 一部解約時および償還時の課税について

個人の受益者については、一部解約時および償還時の譲渡益が課税対象となり、法人の受益者については、一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

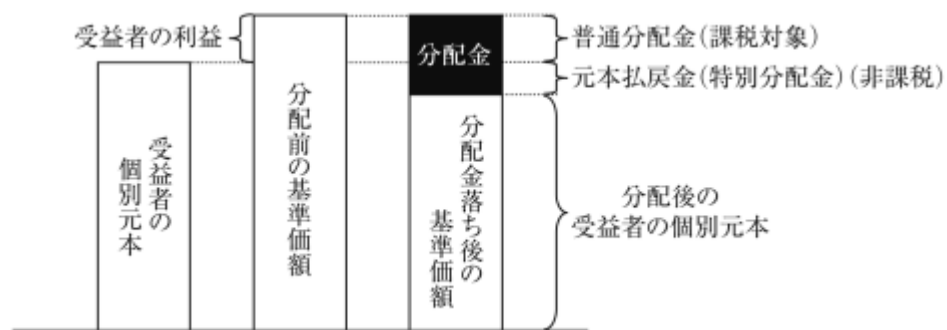
#### ハ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。



収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。



上記の図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

## 二 個人、法人別の課税の取扱いについて

### (イ) 個人の受益者に対する課税

#### ・ 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

#### ・ 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315% (所得税15.315%および地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)の利用も可能です。

また、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（上場株式、公募株式投資信託、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募公社債投資信託および特定公社債をいいます。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択したものに限り、）および利子所得の金額との損益通算が可能です。

（ロ）法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取り扱われます。

なお、当ファンドは、配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記「（5）課税上の取扱い」ほか税制に関する本書の記載は、2021年4月末現在の情報をもとに作成しています。税法の改正等により、変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

## 5【運用状況】

当ファンドは、2021年8月3日から運用を開始するため、2021年7月16日現在、記載すべき事項はありません。

（1）【投資状況】

該当事項はありません。

（2）【投資資産】

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

該当事項はありません。

（4）【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

## 参考情報

※ファンドは、2021年8月3日から運用を開始するため、2021年7月16日現在、記載すべき事項はありません。  
※委託会社ホームページにおいてもファンドの運用状況は適宜開示する予定です。

### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

### 分配の推移

該当事項はありません。

## 主要な資産の状況

該当事項はありません。

## 年間収益率の推移(暦年ベース)

該当事項はありません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### イ 申込方法

(イ) 当ファンドは日興ファンドラップ専用ファンドです。取得申込みにあたっては、販売会社所定の手続きが必要となります。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

当ファンドには、「分配金受取りコース」と「分配金自動再投資コース」の2つの申込方法がありますが、販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

(ロ) 原則として午後3時までに取得申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

なお、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止させていただく場合、既に受け付けた取得申込みを取り消させていただく場合があります。

(ハ) 当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

ファンドのお買付けに関しましては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

#### (ニ) 申込不可日

上記にかかわらず、各ファンドにつき、取得申込日が以下の申込不可日に当たる場合には、ファンドの取得申込みはできません（また、該当日には、解約請求のお申込みもできません。）。

ファンド名	申込不可日
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・ロンドンの取引所の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・翌営業日がロンドンの取引所の休業日</li> </ul>
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・香港の取引所の休業日</li> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・翌営業日が香港の取引所の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> </ul>

先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がロンドンの銀行の休業日</li> </ul>
新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ダブリンの銀行の休業日</li> <li>・トロントの銀行の休業日</li> <li>・ニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・12月24日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がダブリンの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がトロントの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・翌営業日が12月24日</li> </ul>
Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日</li> </ul>
ヘッジファンドマルチ戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・ユーレックスの休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がロンドンの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がユーレックスの休業日</li> <li>・申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日 目までの間にロンドンの銀行の休業日(土日を 除く)を2日連続で含むこととなる日</li> </ul>
ヘッジファンドアクティブ戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がロンドンの銀行の休業日</li> </ul>

日本株クオリティ、日本株市場型アクティブ、日本債アクティブ、Jリートアクティブは、申込不可日はありません。

申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp>)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

#### □ 申込価額

当初自己設定：1口当たり1円です。

継続申込期間：各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ただし、累積投資契約に基づく収益分配金の再投資の場合は、各計算期末の基準価額となります。

ファンド名	申込価額
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	取得申込受付日の翌営業日の基準価額となります。

先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額となります。
--	--------------------------

#### 八 申込手数料

ありません。

#### 二 申込単位

お申込単位の詳細は、お申込みの販売会社にお問い合わせください。

#### ホ 照会先

手続き等のご不明な点についての委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友DSアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

お問い合わせは、午前9時～午後5時(土、日、祝・休日を除く)までとさせていただきます。

#### へ 申込取扱場所・払込取扱場所

販売会社において申込み・払込みを取り扱います。

#### ト 払込期日

##### (イ) 当初自己設定

委託会社は、設定日(2021年8月3日)に、当初自己設定にかかる発行価額の総額を委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込みます。

##### (ロ) 継続申込期間

取得申込者は、各ファンドにつき、以下の申込金額を、販売会社の指定の期日までに、指定の方法でお支払いください。

各取得申込みにかかる発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

ファンド名	申込金額
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	取得申込受付日の翌営業日の基準価額 × 申込口数

先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	取得申込受付日の翌々営業日の基準価額 × 申込口数
--	---------------------------

## 2【換金（解約）手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約請求（一部解約の実行請求）により換金することができます。

お買付けの販売会社にお申し出ください。

ただし、以下の申込不可日に当たる場合には、解約請求の受付は行いません。

ファンド名	申込不可日
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・ロンドンの取引所の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・翌営業日がロンドンの取引所の休業日</li> </ul>
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・香港の取引所の休業日</li> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・翌営業日が香港の取引所の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> </ul>
先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がロンドンの銀行の休業日</li> </ul>
新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ダブリンの銀行の休業日</li> <li>・トロントの銀行の休業日</li> <li>・ニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・12月24日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がダブリンの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がトロントの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・翌営業日が12月24日</li> </ul>
Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの取引所の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの取引所の休業日</li> </ul>



ヘッジファンドマルチ戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・ユーレックスの休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がロンドンの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がユーレックスの休業日</li> <li>・申込受付日の翌々営業日から起算して5営業日目までの間にロンドンの銀行の休業日(土日を除く)を2日連続で含むこととなる日</li> </ul>
ヘッジファンドアクティブ戦略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・ロンドンの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がニューヨークの銀行の休業日</li> <li>・翌営業日がロンドンの銀行の休業日</li> </ul>

日本株クオリティ、日本株市場型アクティブ、日本債アクティブ、Jリートアクティブは、申込不可日はありません。

申込不可日は各ファンドの指定投資信託証券の変更等に伴い、変更される場合があります。

また、申込不可日が変更される場合は委託会社のホームページ(<https://www.smd-am.co.jp>)に掲載します。詳しくは委託会社または販売会社までお問い合わせください。

解約請求のお申込みに関しては、原則として午後3時までに解約請求のお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約請求受付分とします。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込みに制限を設ける場合があります。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるファンドの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、各ファンドにつき、解約請求受付日から起算して以下の日からお支払いします。

ファンド名	一部解約金支払開始日
日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 日本債アクティブ 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Jリートアクティブ Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドアクティブ戦略	6営業日目
新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略	7営業日目

一部解約価額は、各ファンドにつき、以下の通りとなります。

ファンド名	一部解約価額
-------	--------

日本株クオリティ 日本株市場型アクティブ 日本債アクティブ Jリートアクティブ	解約請求受付日の翌営業日の基準価額
先進国株クオリティヘッジ有 先進国株クオリティヘッジ無 先進国株市場型アクティブヘッジ有 先進国株市場型アクティブヘッジ無 新興国株アクティブヘッジ有 新興国株アクティブヘッジ無 先進国債アクティブヘッジ有 先進国債アクティブヘッジ無 新興国債アクティブヘッジ有 新興国債アクティブヘッジ無 Gリートアクティブヘッジ有 Gリートアクティブヘッジ無 ヘッジファンドマルチ戦略 ヘッジファンドアクティブ戦略	解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

解約単位の詳細および一部解約価額につきましては、お申込みの販売会社にお問い合わせください。委託会社は、取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、および既に受け付けた一部解約の実行請求を取り消すことがあります。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、上記に準じた取扱いとなります。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### イ 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ公社債を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算するものとし、予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

##### ロ 基準価額の算出頻度・照会方法

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊の証券欄「オープン基準価格」の紙面に、以下の通り掲載されます。

ファンド名	掲載名
日本株クオリティ	NS日株ク
日本株市場型アクティブ	NS日株市
先進国株クオリティヘッジ有	NS先株ク有
先進国株クオリティヘッジ無	NS先株ク無
先進国株市場型アクティブヘッジ有	NS先株市有
先進国株市場型アクティブヘッジ無	NS先株市無
新興国株アクティブヘッジ有	NS興株ア有
新興国株アクティブヘッジ無	NS興株ア無

日本債アクティブ	NS日債ア
先進国債アクティブヘッジ有	NS先債ア有
先進国債アクティブヘッジ無	NS先債ア無
新興国債アクティブヘッジ有	NS興債ア有
新興国債アクティブヘッジ無	NS興債ア無
Jリートアクティブ	NSJリア
Gリートアクティブヘッジ有	NSGリア有
Gリートアクティブヘッジ無	NSGリア無
ヘッジファンドマルチ戦略	NSHFマル
ヘッジファンドアクティブ戦略	NSHFアク

委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	コールセンター	ホームページ
三井住友D Sアセットマネジメント株式会社	0120-88-2976	<a href="https://www.smd-am.co.jp">https://www.smd-am.co.jp</a>

お問い合わせは、原則として午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）までとさせていただきます。

## (2)【保管】

ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

2021年8月3日から下記「(5)その他 イ 信託の終了」に記載された各事由が生じた場合における信託終了の日までとなります。

## (4)【計算期間】

毎年8月1日から翌年7月31日までとすることを原則としますが、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、第1計算期間は2021年8月3日から2022年8月1日まで（休業日となった場合は翌営業日まで）とし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5)【その他】

### イ 信託の終了

#### (イ) 信託契約の解約

- a. 委託会社は、当ファンドの信託契約を解約することが受益者にとって有利であると認めるとき、各ファンドの残存口数が30億口を下回るようになったとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記aの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c. 書面決議において、受益者（委託会社等を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- d. 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b～dまでの取扱いは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b～dまでの取扱いを行うことが困難な場合も同様とします。

(ロ) 信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁より当ファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ハ) 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が当ファンドに関する委託会社の業務を他の委託会社に引継ぐことを命じたときは、当ファンドは、その委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。
- b. 上記により受託会社が辞任し、または解任された場合は、委託会社は新受託会社を選任します。
- c. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ロ 収益分配金、償還金の支払い

(イ) 収益分配金

- a. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。委託会社の判断により分配を行わない場合もあるため、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- b. 分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。  
ただし、分配金自動再投資コースにかかる収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づいて、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(ロ) 償還金

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益者にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

ハ 信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、当ファンドの信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、監督官庁より変更の命令を受けたとき、その他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併

合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届け出ます。

- (ロ) 委託会社は、上記(イ)の事項(変更についてはその内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- (ハ) 上記(ロ)の書面決議において、受益者(委託会社等を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (ニ) 書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います(書面決議は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。)
- (ホ) 上記(ロ)から(ニ)までの取扱いは、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドのすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (ヘ) 上記にかかわらず、当ファンドと他のファンドとの併合の場合は、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあつても、相手方となる他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、併合を行うことはできません。

## 二 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

## ホ 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(名称の如何を問わず、ファンドの募集・販売の取扱い、受益者からの一部解約実行請求の受付、受益者への収益分配金、一部解約金および償還金の支払事務等を規定するもの)は、期間満了の3ヵ月前に当事者のいずれからでも、何らの意思表示もない場合は、自動的に1年間更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により変更されることがあります。

## へ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社の事業の全部または一部の譲渡、もしくは分割承継により、当ファンドに関する事業が譲渡・承継されることがあります。

## ト 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.smd-am.co.jp>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

## チ 運用にかかる報告書の開示方法

委託会社は毎決算後、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書(全体版)および運用報告書(全体版)の記載事項のうち重要なものを記載した交付運用報告書を作成します。

交付運用報告書は、原則として、あらかじめ受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。なお、運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページで閲覧できます。

## 4【受益者の権利等】

委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異が生ずることはありません。

受益者の有する主な権利は次の通りです。

イ 分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として決算日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、決算日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

ただし、分配金自動再投資コースをお申込みの場合の収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後、累積投資契約に基づき、毎計算期間終了日の翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、受益者が、その支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ロ 償還金請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日から起算して5営業日目まで)から、販売会社において、原則として、償還日の振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払われます。

償還金は、受益者がその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、受益者はその権利を失い、当該金銭は、委託会社に帰属します。

ハ 一部解約実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 管理及び運営 2 換金(解約)手続等」の記載をご参照ください。

ニ 書面決議における議決権

委託会社が、当ファンドの解約(監督官庁の命令による解約等の場合を除きます。)または、重大な信託約款の変更等を行おうとする場合において、受益者は、それぞれの書面決議手続きにおいて、受益権の口数に応じて議決権を有しこれを行行使することができます。

ホ 帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

当ファンドは、2021年8月3日から運用を開始するため、2021年7月16日現在、記載すべき事項はありません。なお、当ファンドの監査は有限責任 あずさ監査法人が行います。

#### 1【財務諸表】

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、ファンドの受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券は発行されません。

#### イ 名義書換

該当事項はありません。

#### ロ 受益者名簿

作成しません。

#### ハ 受益者に対する特典

ありません。

#### ニ 受益権の譲渡および譲渡制限等

##### (イ) 受益権の譲渡

- a. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- b. 上記 a の申請のある場合には、上記 a の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 a の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- c. 上記 a の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (ロ) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### ホ 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議の上、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### ヘ 償還金

償還金は、原則として、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に支払います。

#### ト 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。





## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### イ 資本金の額および株式数

	2021年4月30日現在
資本金の額	20億円
会社が発行する株式の総数	60,000,000株
発行済株式総数	33,870,060株

##### ロ 最近5年間における資本金の額の増減 該当ありません。

#### 八 会社の機構

委託会社の取締役は8名以内とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。

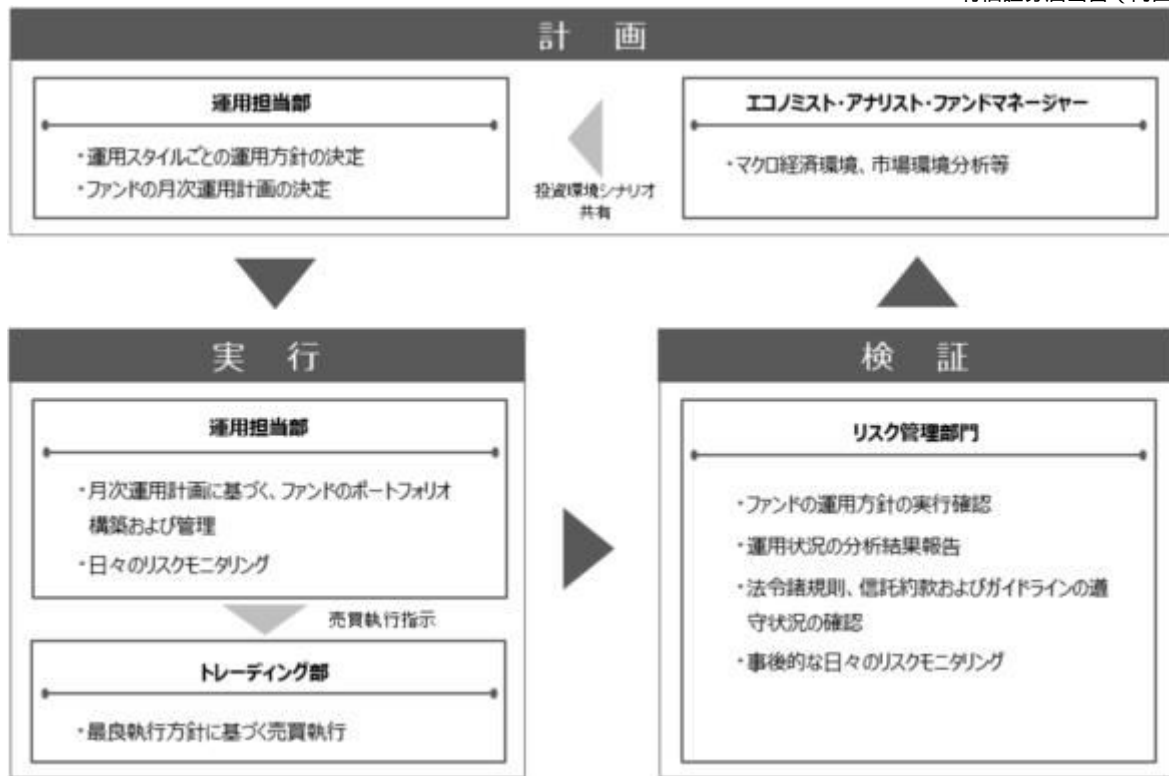
取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員によって選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとします。

委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。

取締役会は、取締役会の決議によって、代表取締役若干名を選定します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を1名選定し、必要に応じて取締役会長1名を選定することができます。

#### 二 投資信託の運用の流れ



## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資運用業および投資助言業務を行っています。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務を行っています。

2021年4月30日現在、委託会社が運用を行っている投資信託（親投資信託は除きます）は、以下の通りです。

	本数(本)	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	721	8,865,435
単位型株式投資信託	112	619,881
追加型公社債投資信託	1	30,897
単位型公社債投資信託	194	453,902
合計	1,028	9,970,117

## 3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2 当社は、当事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	33,264,545	33,048,142
顧客分別金信託	300,021	300,036
前払費用	515,226	449,748
未収入金	602,605	132,419
未収委託者報酬	8,404,880	9,936,096
未収運用受託報酬	2,199,785	2,247,156
未収投資助言報酬	299,826	398,108
未収収益	37,702	39,975
その他の流動資産	40,119	6,981
流動資産合計	45,664,712	46,558,665
固定資産		
有形固定資産	1	
建物	101,609	1,509,450
器具備品	783,224	870,855
土地	710	710
リース資産	968	13,483
建設仮勘定	66,498	-
有形固定資産合計	953,010	2,394,500
無形固定資産		
ソフトウェア	909,133	1,347,889
ソフトウェア仮勘定	508,733	1,029,033
のれん	34,397,824	3,654,491
顧客関連資産	17,785,166	15,671,890
電話加入権	12,739	12,727
商標権	54	48
無形固定資産合計	53,613,651	21,716,080
投資その他の資産		
投資有価証券	19,436,480	22,866,282
関係会社株式	11,246,398	11,246,398
長期差入保証金	2,523,637	1,409,091
長期前払費用	113,852	116,117
会員権	90,479	90,479
貸倒引当金	20,750	20,750

投資その他の資産合計	33,390,098	35,707,619
固定資産合計	87,956,760	59,818,200
資産合計	133,621,473	106,376,866

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
リース債務	1,064	5,153
顧客からの預り金	14,285	20,077
その他の預り金	146,200	169,380
未払金		
未払収益分配金	1,629	1,646
未払償還金	131,338	43,523
未払手数料	3,776,873	4,480,697
その他未払金	502,211	270,290
未払費用	3,935,582	5,940,121
未払消費税等	305,513	235,647
未払法人税等	489,151	762,648
賞与引当金	1,716,321	1,516,622
その他の流動負債	30,951	9,710
流動負債合計	11,051,125	13,455,519
固定負債		
リース債務	-	9,678
繰延税金負債	2,963,538	2,566,958
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448
賞与引当金	14,767	-
その他の固定負債	172,918	40,950
固定負債合計	8,451,038	7,876,035
負債合計	19,502,164	21,331,554
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	8,628,984	8,628,984
その他資本剰余金	81,927,000	81,927,000
資本剰余金合計	90,555,984	90,555,984
利益剰余金		
利益準備金	284,245	284,245
その他利益剰余金		
配当準備積立金	60,000	60,000
別途積立金	1,476,959	1,476,959
繰越利益剰余金	19,364,265	10,281,242
利益剰余金合計	21,185,470	8,460,037
株主資本計	113,741,454	84,095,946
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	377,855	949,365
評価・換算差額等合計	377,855	949,365
純資産合計	114,119,309	85,045,311
負債・純資産合計	133,621,473	106,376,866

## ( 2 ) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業収益		
委託者報酬	54,615,133	50,610,457
運用受託報酬	9,389,058	9,450,169
投資助言報酬	1,303,595	1,270,584
その他営業収益		
サービス支援手数料	181,061	200,807
その他	32,421	32,820
営業収益計	65,521,269	61,564,839
営業費用		
支払手数料	24,888,040	22,784,919
広告宣伝費	447,024	365,317
調査費		
調査費	3,214,679	3,061,987
委託調査費	7,702,309	7,810,157
営業雑経費		
通信費	70,007	95,163
印刷費	612,249	554,920
協会費	45,117	40,044
諸会費	32,199	29,473
情報機器関連費	4,349,174	4,562,612
販売促進費	68,688	23,614
その他	154,201	163,332
営業費用合計	41,583,691	39,491,542
一般管理費		
給料		
役員報酬	264,325	277,027
給料・手当	9,789,691	9,280,730
賞与	914,702	950,630
賞与引当金繰入額	1,726,013	1,501,855
交際費	30,898	11,815
寄付金	2,022	949
事務委託費	956,931	844,255
旅費交通費	249,359	21,023
租税公課	389,032	389,819
不動産賃借料	1,121,553	1,639,529
退職給付費用	797,158	790,144
固定資産減価償却費	3,044,658	3,040,894
のれん償却費	2,645,986	2,645,986
諸経費	482,324	608,206
一般管理費合計	22,414,658	22,002,869
営業利益	1,522,919	70,426

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
営業外収益		
受取配当金	778,113	13,164
受取利息	947	2,736
時効成立分配金・償還金	1,041	88,335
原稿・講演料	2,061	2,603
投資有価証券償還益	6,398	57,388
投資有価証券売却益	24,206	162,941
雑収入	53,484	72,933
営業外収益合計	866,254	400,104
営業外費用		
為替差損	72,457	766
投資有価証券償還損	129,006	11,762
投資有価証券売却損	12,906	34,473
雑損失	8,334	1,240
営業外費用合計	222,704	48,243
経常利益	2,166,469	422,288
特別損失		
固定資産除却損	1 110,668	54,493
減損損失	2 46,417	28,097,346
合併関連費用	42,800	-
早期退職費用	3 -	216,200
本社移転費用	4 133,168	127,044
その他特別損失	-	5,460
特別損失合計	333,054	28,500,544
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失( )	1,833,414	28,078,256
法人税、住民税及び事業税	1,874,278	1,549,173
法人税等調整額	619,676	693,192
法人税等合計	1,254,602	855,980
当期純利益又は 当期純損失( )	578,811	28,934,237

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		
					配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	2,000,000	8,628,984	-	8,628,984	284,245	60,000	1,476,959	21,255,054

当期変動額								
剰余金の配当								2,469,600
当期純利益								578,811
合併による増加			81,927,000	81,927,000				
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）								
当期変動額合計	-	-	81,927,000	81,927,000	-	-	-	1,890,788
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	23,076,258	33,705,242	594,061	594,061	34,299,304
当期変動額					
剰余金の配当	2,469,600	2,469,600			2,469,600
当期純利益	578,811	578,811			578,811
合併による増加		81,927,000			81,927,000
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）			216,206	216,206	216,206
当期変動額合計	1,890,788	80,036,211	216,206	216,206	79,820,005
当期末残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		
						配当準備 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	19,364,265
当期変動額								
剰余金の配当				-				711,271
当期純損失（ ）				-				28,934,237
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）				-				
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-	29,645,508
当期末残高	2,000,000	8,628,984	81,927,000	90,555,984	284,245	60,000	1,476,959	10,281,242



	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	21,185,470	113,741,454	377,855	377,855	114,119,309
当期変動額					
剰余金の配当	711,271	711,271		-	711,271
当期純損失（ ）	28,934,237	28,934,237		-	28,934,237
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	-	571,510	571,510	571,510
当期変動額合計	29,645,508	29,645,508	571,510	571,510	29,073,997
当期末残高	8,460,037	84,095,946	949,365	949,365	85,045,311

## 注記事項

### (重要な会計方針)

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### (1) 子会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。但し、建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～50年  
器具備品 4～15年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

のれん 14年  
顧客関連資産 6～19年  
ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2)賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

## (3)退職給付引当金

従業員の退職金支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

## 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

## 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時において一時に費用処理しております。

数理計算上の差異については、その発生時において一時に費用処理しております。

## 4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

当社は「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日、以下「時価算定会計基準」という。）及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第31号 2019年7月4日）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。

## (貸借対照表関係)

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	466,875千円	102,329千円
器具備品	1,225,261千円	1,153,649千円
リース資産	1,452千円	2,830千円

## 2 当座借越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座借越契約を締結しております。当座借越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
当座借越極度額の総額	10,000,000千円	10,000,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	10,000,000千円	10,000,000千円

## 3 保証債務

当社は、子会社であるSumitomo Mitsui DS Asset Management(USA)Inc.における賃貸借契約に係る賃借料に対し、2023年6月までの賃借料総額の支払保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
Sumitomo Mitsui DS Asset Management (USA)Inc.	132,559千円	93,374千円

## (損益計算書関係)

## 1 固定資産除却損

	前事業年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	当事業年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
建物	879千円	18,278千円
器具備品	119千円	28,604千円
リース資産	5,377千円	- 千円
ソフトウェア	1,596千円	7,610千円
ソフトウェア仮勘定	102,695千円	- 千円

## 2 減損損失

前事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
千代田区	事業用資産	建物	46,417

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

上記事業用資産については、霞ヶ関オフィスの移転に係る意思決定をしたことに伴い将来の使用が見込めなくなった資産につき、回収可能額を零と見積もり、当該減少額を減損損失に計上しております。その内訳は、建物に計上した資産除去債務に対応する原状回復費用相当額であります。

当事業年度において、次のとおり減損損失を計上しております。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
-	その他	のれん	28,097,346

当社は、資産と対応して継続的に収支の把握ができる単位が全社のみであることから全社資産の単一グループとしております。

当社は、当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併に伴って発生したのれんを計上しております。当該のれんについて下期以降の業績は上向いているものの、通期では業績計画を下回る結果となったことを踏まえて将来キャッシュ・フローを見直した結果、のれんの帳簿価額の回収が見込まれなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値としており、将来キャッシュ・フローを9.2%で割り引いて算出しております。

### 3 早期退職費用

早期希望退職の募集等の実施に関連して発生する費用であります。

### 4 本社移転費用

前事業年度の本社移転費用は、本社事務所移転に伴い解約日までに賃貸期間の残存分（2020年7月13日から2020年9月30日まで）の賃料及び共益費相当額として133,168千円支払うものであります。

当事業年度の本社移転費用は、本社移転に伴うものであり、主に設備撤去費用、引越費用などであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)

#### 1. 発行済株式数に関する事項

合併に伴う普通株式の発行により16,230,060株増加しております。

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	17,640,000株	16,230,060株	-	33,870,060株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### (1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月24日 臨時株主総会	普通株式	2,469,600	140.00	2019年 3月28日	2019年 6月25日

##### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

当事業年度(自2020年4月1日至2021年3月31日)

#### 1. 発行済株式数に関する事項

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	33,870,060株	-	-	33,870,060株

## 2. 剰余金の配当に関する事項

## 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	一株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月29日 定時株主総会	普通株式	711,271	21.00	2020年 3月31日	2020年 6月30日

## (リース取引関係)

## オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
1年以内	1,618,641	1,194,699
1年超	5,844,934	3,497,258
合計	7,463,576	4,691,958

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融サービス事業を行っています。そのため、資金運用については、短期的で安全性の高い金融資産に限定し、財務体質の健全性、安全性、流動性の確保を第一とし、顧客利益に反しない運用を行っています。また、資金調達及びデリバティブ取引は行っていません。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されています。未収委託者報酬は、信託財産中から支弁されるものであり、信託財産については受託者である信託銀行において分別管理されているため、リスクは僅少となっています。

投資有価証券については、主に事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されています。関係会社株式については、主に全額出資の子会社の株式であり、発行体の信用リスクに晒されています。また、長期差入保証金は、建物等の賃借契約に関連する敷金等であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である未払手数料は、すべて1年以内の支払期日であります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社は、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、営業債権について、取引先毎の期日管理及び残高管理を行うとともに、その状況について取締役会に報告しています。

投資有価証券、子会社株式は発行体の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

長期差入保証金についても、差入先の信用リスクについて、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、定期的に管理を行い、その状況について取締役会に報告しています。

## 市場リスクの管理

投資有価証券については、自己勘定資産の運用・管理に関する規程に従い、各所管部においては所管する有価証券について管理を、経営企画部においては総合的なリスク管理を行い、定期的に時価を把握しています。また、資産の自己査定及び償却・引当規程に従い、その状況について取締役会に報告しています。

なお、事業推進目的のために保有する当社が設定する投資信託等については、純資産額に対する保有制限を設けており、また、自社設定投信等の取得・処分に関する規則に従い、定期的に取締役会において報告し、投資家の資金性格、金額、および投資家数等の状況から検討した結果、目的が達成されたと判断した場合には速やかに処分することとしています。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは、次表には含まれていません（注2）参照）。

前事業年度（2020年3月31日）

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,264,545	33,264,545	-
(2)顧客分別金信託	300,021	300,021	-
(3)未収委託者報酬	8,404,880	8,404,880	-
(4)未収運用受託報酬	2,199,785	2,199,785	-
(5)未収投資助言報酬	299,826	299,826	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	19,391,111	19,391,111	-
(7)長期差入保証金	2,523,637	2,523,637	-
資産計	66,383,807	66,383,807	-
(1)顧客からの預り金	14,285	14,285	-
(2)未払手数料	3,776,873	3,776,873	-
負債計	3,791,158	3,791,158	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	33,048,142	33,048,142	-
(2)顧客分別金信託	300,036	300,036	-
(3)未収委託者報酬	9,936,096	9,936,096	-
(4)未収運用受託報酬	2,247,156	2,247,156	-
(5)未収投資助言報酬	398,108	398,108	-
(6)投資有価証券			
その他有価証券	22,826,472	22,826,472	-
(7)長期差入保証金	1,409,091	1,409,091	-
資産計	70,165,105	70,165,105	-
(1)顧客からの預り金	20,077	20,077	-
(2)未払手数料	4,480,697	4,480,697	-
負債計	4,500,774	4,500,774	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

#### 資産

(1)現金及び預金、(2)顧客分別金信託、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬及び(5)未収投資助言報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6)投資有価証券

これらの時価について、投資信託等については取引所の価格、取引金融機関から提示された価格及び公表されている基準価格によっております。

(7)長期差入保証金

これらの時価については、敷金の性質及び賃貸借契約の期間から帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

#### 負債

(1)顧客からの預り金及び(2)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(注2)市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	45,369	39,809
合計	45,369	39,809
子会社株式		
非上場株式	11,246,398	11,246,398
合計	11,246,398	11,246,398

その他有価証券については、市場価格がないため、「(6) その他有価証券」には含めておりません。

子会社株式については、市場価格がないため、時価開示の対象とはしておりません。

また時価をもって貸借対照表計上額としている「(6) その他有価証券」は、全て投資信託で構成されております。そのため、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第26項の経過措置を適用し、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項は記載しておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額  
前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,264,545	-	-	-
顧客分別金信託	300,021	-	-	-
未収委託者報酬	8,404,880	-	-	-
未収運用受託報酬	2,199,785	-	-	-
未収投資助言報酬	299,826	-	-	-
長期差入保証金	1,125,292	1,398,345	-	-
合計	45,594,350	1,398,345	-	-

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	33,048,142	-	-	-
顧客分別金信託	300,036	-	-	-
未収委託者報酬	9,936,096	-	-	-
未収運用受託報酬	2,247,156	-	-	-
未収投資助言報酬	398,108	-	-	-
長期差入保証金	42,007	1,367,084	-	-
合計	45,971,548	1,367,084	-	-

(有価証券関係)

## 1.子会社株式

前事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載していません。

当事業年度(2021年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 関係会社株式11,246,398千円)は、市場価格がないことから、記載していません。

## 2.その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	12,411,812	13,327,652	915,839
小計	12,411,812	13,327,652	915,839
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,413,317	6,063,458	349,858
小計	6,413,317	6,063,458	349,858
合計	18,825,130	19,391,111	565,980

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 45,369千円)については、市場価格がないことから、記載していません。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
(1)貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 投資信託等	14,397,606	16,097,433	1,699,827
小計	14,397,606	16,097,433	1,699,827
(2)貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 投資信託等	6,994,762	6,729,039	265,723
小計	6,994,762	6,729,039	265,723
合計	21,392,369	22,826,472	1,434,103

(注)非上場株式等(貸借対照表計上額 39,809千円)については、市場価格がないことから、記載していません。

## 3.事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自2019年4月1日至2020年3月31日)

(単位:千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,814,360	24,206	12,906

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
3,631,425	6,398	129,006

当事業年度(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)

(単位：千円)

売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
1,978,622	162,941	34,473

(単位：千円)

償還額	償還益の合計額	償還損の合計額
1,630,219	57,388	11,762

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、減損処理を行った有価証券はありません。

当事業年度において、投資有価証券について1,560千円（その他有価証券1,560千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,418,601	5,299,814
勤務費用	523,396	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の発生額	195	67,476
退職給付の支払額	349,050	585,151
過去勤務費用の発生額	-	-
合併による発生額	1,707,062	-
退職給付債務の期末残高	5,299,814	5,258,448

## (2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年 3月31日)	当事業年度 (2021年 3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	5,299,814	5,258,448
未認識数理計算上の差異	-	-
未認識過去勤務費用	-	-
退職給付引当金	5,299,814	5,258,448

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
勤務費用	492,511	476,308
利息費用	-	-
数理計算上の差異の費用処理額	195	67,476
その他	304,842	246,359
確定給付制度に係る退職給付費用	797,158	790,144

(注) その他は、その他の関係会社等からの出向者の年金掛金負担分及び退職給付引当額相当額負担分、退職定年制度適用による割増退職金並びに確定拠出年金への拠出額であります。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表わしております。)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
割引率	0.000%	0.020%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度248,932千円、当事業年度239,162千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2020年 3月 31日)	当事業年度 (2021年 3月 31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,622,803	1,610,136
賞与引当金	530,059	464,389
調査費	178,573	247,208
未払金	162,557	206,090
未払事業税	46,423	66,891
ソフトウェア償却	91,937	90,431
子会社株式評価損	114,876	114,876
その他有価証券評価差額金	150,771	131,391
その他	88,250	35,930
繰延税金資産小計	2,986,254	2,967,346
評価性引当額(注)	193,485	218,966
繰延税金資産合計	2,792,768	2,748,380
繰延税金負債		
無形固定資産	5,445,817	4,798,732
その他有価証券評価差額金	310,488	516,605
繰延税金負債合計	5,756,306	5,315,338
繰延税金資産(負債)の純額	2,963,538	2,566,958

(注) 評価性引当額が25,480千円増加しております。この増加の内容は、主としてその他有価証券評価差額金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年 3月 31日)	当事業年度 (2021年 3月 31日)
法定実効税率	30.6%	税引前当期純損失のため 記載を省略して おります。
(調整)		
評価性引当額の増減	3.5	
受取配当等永久に益金に算入されない項目	13.9	
交際費等永久に損金に算入されない項目	7.3	
住民税均等割等	0.5	
所得税額控除による税額控除	0.5	
のれん償却費	44.1	
その他	3.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	68.4	



## (セグメント情報等)

前事業年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)

## 1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2.関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	54,615,133	9,389,058	1,303,595	213,482	65,521,269

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)

## 1.セグメント情報

当社は、投資運用業及び投資助言業などの金融商品取引業を中心とする営業活動を展開しております。これらの営業活動は、金融その他の役務提供を伴っており、この役務提供と一体となった営業活動を基に収益を得ております。

従って、当社の事業区分は、「投資・金融サービス業」という単一の事業セグメントに属しており、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

## 2.関連情報

## (1)製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他	合計
外部顧客への 営業収益	50,610,457	9,450,169	1,270,584	233,628	61,564,839

## (2)地域ごとの情報

## 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 3.報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 4.報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当社は、投資・金融サービス業の単一セグメントであり、記載を省略しております。

## 5.報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

前事業年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,703,669	未払 手数料	644,246
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	6,265,593	未払 手数料	890,935

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度(自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)

## 1. 関連当事者との取引

## (1)兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金、出資金 又は基金	事業の 内容又 は職業	議決権等の 所有(被所 有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社 の 子会社	(株)三井住友 銀行	東京都 千代田区	1,770,996,505	銀行業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	3,728,851	未払 手数料	863,159
親会社 の 子会社	SMBC日興 証券(株)	東京都 千代田区	10,000,000	証券業	% -	投信の販売委託 役員の兼任	委託販売 手数料	5,578,226	未払 手数料	1,070,559

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投信の販売委託については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三井住友フィナンシャルグループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
1株当たり純資産額	3,369.33円	2,510.93円
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失( )	17.09円	854.27円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日)
1株当たり当期純利益又は当期純損失		
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	578,811	28,934,237
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失( )(千円)	578,811	28,934,237
期中平均株式数(株)	33,870,060	33,870,060

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

イ 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

ロ 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

ハ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

ニ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

ホ 上記ハ、ニに掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

## イ 定款の変更、その他の重要事項

## (イ) 定款の変更

該当ありません。

## (ロ) その他の重要事項

当社を存続会社とし、大和住銀投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併（2019年4月1日付）に伴って発生したのれんについて、2021年3月期決算において28,097,346千円の減損損失を計上しました。

## ロ 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当ありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## イ 受託会社

(イ) 名称 三井住友信託銀行株式会社

(ロ) 資本金の額 342,037百万円（2021年3月末現在）

(ハ) 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## 〔参考情報：再信託受託会社の概要〕

- ・ 名称 株式会社日本カストディ銀行
- ・ 資本金の額 51,000百万円（2021年3月末現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

## ロ 販売会社

(イ) 名称	(ロ) 資本金の額	(ハ) 事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

資本金の額は、2021年3月末現在。

## 2【関係業務の概要】

## イ 受託会社

信託契約の受託会社であり、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

## ロ 販売会社

委託会社との間で締結された販売契約に基づき、日本における当ファンドの募集・販売の取扱い、投資信託説明書（目論見書）の提供、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金の支払事務等を行います。

## 3【資本関係】

（持株比率5%以上を記載しています。）

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- 1 目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について
  - (1) 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。
  - (2) 委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。
  - (3) 委託会社のホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）を記載することがあります。
  - (4) 請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。
  - (5) 目論見書の使用開始日を記載することがあります。
  - (6) 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
  - (7) 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。
  - (8) 「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
  - (9) 当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
  - (10) ファンドの形態および属性、申込みにかかる事項、ユニバーサルデザインフォントマークを記載することがあります。
  - (11) 写真、イラスト、図案およびキャッチコピーを採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。
- 2 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- 3 当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。
- 4 目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。
- 5 評価機関等から当ファンドに対する評価を取得し、使用することがあります。
- 6 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数のファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

**独立監査人の監査報告書**

2021年6月15日

三井住友DSアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 羽 太 典 明 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 菅 野 雅 子 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕 印**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友DSアセットマネジメント株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。